

## 行政常任委員会

平成30年9月20日（木）

午前10時00分開 会

○南委員長 おはようございます。連日、御苦労さんでございます。

それでは、ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

本日の欠席通告者は、村田委員でございます。なお、村田委員は、後刻出席との連絡をいただいております。

きょうは、税務課、市民サービス、福祉保健課が一応の目的なんですけれども、できたら環境まで進んでいきたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどをお願いいたしたいと思っております。

まず、税務課の決算付託案件の説明をいただく前に、資料の訂正のほうだけお願いいたします。

もしよかったら、ペーパーを配っていただいて、税務課から行政常任委員会資料の2ページなんですけれども、市民税のパーセンテージが少し間違っていたということがございますので、お配りをさせていただきます。

40.7%が40.4ということですね。それだけでええですか、あとは別に変わったことはないですな。パーセンテージの、タブレットのほうは、できたら前も見つたように、メモ書きしておる方がおられるもので、できたら訂正については、そのような方向で進んでいただきます。

それでは、税務課長の決算審査の説明を求めます。

○吉沢税務課長 税務課です。よろしく申し上げます。

訂正があって、本当に申しわけありません。今後は、チェックをまた強化して、このようなことがないように取り組めますので、御容赦申し上げます。

それでは、議案第58号、平成29年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、税務課所管部分について、決算書等に基づき説明をいたします。

まず、決算詳細説明に入る前に、総括として税務課の事務事業の説明を簡潔にさせていただきます。

委員の皆様、御存じのとおり、税務課の主要業務は、市税の賦課及び徴収業務という行政の骨格的な業務であります。

まず、賦課業務につきましては、公平、適正かつ正確性が最も求められておりま

す。近年、少子高齢化の進展などに対応するために、国におきましては、制度改正などが頻繁に行われております。そのため、賦課業務においては、より専門的な知見が必要となってきております。適正かつ適法な賦課を安定的に行うため、また、あわせて納税者の方々への説明責任を十分に果たすため、より一層、個々の職員の法的知識などの熟度、実務能力のさらなる向上が現在の課題となっていると考えております。

次に、徴収業務につきましては、税負担の公平性の実現が最優先課題であります。そのため、収納率の維持向上を第一の目標に業務を行っております。三重地方税管理回収機構の積極的な活用のほか、自治法での差し押さえなど、滞納整理に取り組んでいるところであります。

委員会資料の11ページをごらんください。

(発言する者あり)

○南委員長　それでは、説明をお願いいたします。

○吉沢税務課長　どうもトラブルがありまして、申しわけないです。

委員会資料11ページをごらんください。

これは、平成29年度、本市の差し押さえ実績であります。上から4段目の計をごらんください。平成29年度は、預金等の差し押さえを159件執行、1,122万1,794円徴収しております。

次のページ、委員会資料12ページをごらんください。

こちらの上段の表は、過去からの市税の収納率の推移をあらわしております。平成29年度決算での市税の収納率は96.4%でありました。こちらの表のとおり、市税収納率は、平成23年度の89.2%から大幅に改善されております。また、本市において、徴収率向上のため、滞納整理に積極的に取り組み始めた年、平成16年度の収納率は82.4%でありました。その当時と比較いたしますと14ポイント収納率は改善しております。

以上の収納率の改善につきましては、回収機構の活用や自治法での差し押さえの実施など、滞納整理の強化の取り組みの結果であります。

また、御察しのとおり、滞納者の方との折衝業務については、心身ともに厳しい業務内容であります。近年の市税の収納率の向上については、収納係職員一人一人の地道な努力のたまものであると考えております。

次に、資料下段の表をごらんください。

こちらは、市税の収入未済額の推移をあらわしております。収入未済額とは、決

算において徴収できず、翌年度に繰り越された額、滞納繰越額であります。滞納整理が進捗すればするほど、この金額は減少いたします。本市の市税収入未済額は、平成29年度決算で7,820万6,446円と23年度の2億3,277万4,449円から大幅に減少しております。

また、平成16年度の収入未済額のほうは5億1,316万7,519円ありましたので、これと比較いたしますと、金額にして約4億4,000万円の減少、率にして85%の減少率、6分の1以下まで縮減されたこととなります。

次の収入未済額のグラフのほうをごらんください。

こちらのグラフのとおり、収入未済額の減少幅については、平成27年度から少なくなってきております。これについては、滞納整理がかなり進捗したことにより、収入未済額に占める困難事案、換価財産のないような滞納案件の占める割合が増大したためであると分析しております。

以上のとおり、本市におきまして、滞納整理は相当程度進捗しており、市税収納率の限界点に近づいていると考えております。

総括は以上であります。

それでは、税務課に係る決算について説明をさせていただきます。

決算書、2、3ページをごらんください。

1款市税をごらんください。

1款市税は、予算現額21億7,521万7,000円に対して、調定額23億1,115万4,917円、収入済額22億2,723万7,400円であります。不納欠損額は571万1,071円、収入未済額は7,820万6,446円であります。このうち、不納欠損額については、地方税法の規定に従い不納決算処分を行ったものであります。

委員会資料13ページをごらんください。

これは平成29年度、市税の不納欠損額調書であります。税目ごとの不納欠損について、地方税法の規定による理由別に取りまとめた表であります。右下、合計欄をごらんください。

平成29年度は98件、60名分、約571万円の不納欠損を行いました。ちなみに、前年度、平成28年度の不納欠損額のほうは、約1,800万円でありましたので、29年の不納欠損額は、前年度比で約1,200万円ほど減少いたしました。この減少については、どうしても個々の滞納案件ごとに差異、ばらつきがあるところから、不納欠損する金額についても、当然、年度により差が出てまいります。

一昨年度は、大口の不納欠損もあったため大きい金額となりました。その反動もありまして、平成29年度は減少した結果となっております。

次に、委員会資料1ページをごらんください。

こちらは、平成29年度市税の決算概要として、市税の調定額、収入済額など、前年度比較を中心に取りまとめている資料であります。

まず、表1、調定額をごらんください。

ごらんのとおり、平成29年度の調定額は、前年度に比べ、軽自動車税以外全て減額となっております。合計欄、マーカー部分をごらんください。平成29年度の市税合計調定額は、28年度に比較して4,156万189円、1.8%減少となりました。

次に、表2、収入済額をごらんください。

こちらにも合計欄をごらんください。平成29年度市税収入済額は、前年度に比べ2,893万7,765円、1.3%減少をいたしました。なお、収入済額の減少が上段の調定額の減少と比較して、落ち込みが1,200万円ほど少なくなってきております。これは、収納率の向上により収入済額の減少が緩和された結果であります。

次に、表3、収納率をごらんください。

市税のうち、市たばこ税は、申告納付で日本たばこ産業などが納付する滞納がない税目で、収納率は100%であります。この市たばこ税と軽自動車税以外、各税とも前年度より収納率が向上しております。合計欄をごらんください。29年度市税収納率は96.4%で、前年度95.9%と比較して0.5ポイント改善いたしました。収納率の推移につきましては、先ほど説明させていただいたとおりであります。

次に、下段の市税決算概況の本文をごらんください。

29年度市税調定額は、前年度と比較して、軽自動車税以外全て減少しております。各税目の増減についての理由については、こちらに記載のとおりであります。

後ほど御参照をお願いいたします。

次のページ、委員会資料2ページをごらんください。

表4、市税収入済額及び構成比をごらんください。

市税のうち、最も構成比率の高いものは固定資産税で44.0%、次に市民税の40.4%となっております。これら二つの税に固定資産税と同時に課税される都市計画税も合わせますと、市税全体の約9割を占めております。この構成比率の傾

向は、前年度とほぼ同様の比率であります。

次のページ、委員会資料 3 ページをごらんください。

表 5、市税収入済額の推移をごらんください。

これは、過去 5 年間の市税収入済額の推移を表にしたものであります。税目別に各年度の収入済額と前年度比を記載しております。表の一番右側には、参考に、平成 29 年度の収入済額と 5 年前の 24 年度の収入済額との比較をしております。

下のグラフをごらんください。

ごらんとおり、市税合計収入は徐々に減少しております。28 年度、昨年度に一時的に、一昨年度に市税収入は前年度よりも増加いたしました。5 カ年スパンでは減少額のほうが大きいため、5 年前と比較いたしますと約 9,200 万円減少しております。

次のページ、資料 4 ページをごらんください。

こちらは、過去 5 年間の市税収入金額の税目別の推移をグラフと表にしたものであります。グラフの表示単位が大きいため、変動が見つらいところがありますが、5 カ年で税目別にいきますと、市民税の落ち込みが大きい状況となっております。

資料の 5 ページをごらんください。

こちらは、より詳細な市税の平成 29 年度の収納実績表であります。こちらのほうは、後ほど御参照をお願いいたします。

それでは、決算書 14、15 ページをごらんください。

こちらのほうは、科目別のさらに詳細な市税の決算内容であります。先ほどからの資料説明とほぼ重複いたしますので、後ほど御参照いただくということで、読み上げ及び説明のほうは割愛させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○吉沢税務課長　それでは、決算書 16 ページをごらんください。

決算書 16 ページから 25 ページまでにつきましては、税目ごとの納税義務者数等について参考掲載をしております。こちらのほうも後ほど御参照のほうをよろしく申し上げます。

それでは、引き続き歳入について説明させていただきます。

決算書 34、35 ページをごらんください。

12 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目総務手数料のうち、税務課に係る分は、備考欄上から 5 番目の税務証明手数料 100 万 2,000 円であります。

続きまして、決算書 52、53 ページをごらんください。

14款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金のうち、税務課に係る分は、2節徴税費委託金で、予算現額2,513万7,000円に対して、調定額及び収入済額は、同額の2,687万7,959円であります。この交付金は、県民税の徴収取扱経費に係る交付金であります。

続きまして、決算書60、61ページをごらんください。

19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金は、予算現額512万4,000円に対して、調定額及び収入済額は、同額の449万5,533円です。これは、市税の延滞金であります。

続きまして、決算書64、65ページをごらんください。

19款諸収入、5項1目雑入のうち、税務課に係る分は、備考欄の上から二つ目のコピー使用料5,570円、その下にあります納付書等共同印刷負担金120万1,846円です。

続きまして、歳出の説明をいたします。

決算書126、127ページをごらんください。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費につきましては、予算現額1億1,850万6,000円に対して、支出済額が1億1,013万4,807円です。こちらの予算科目は、市税の賦課等に係る事務経費です。内訳のほうは、補佐兼課税係長の山口のほうから説明いたさせますので、よろしくお願いたします。

○山口税務課長補佐兼係長　それでは、内訳を申し上げます。

2節給料から4節共済費については、総務課説明分でするので割愛させていただきます。

決算書128、129ページをごらんください。

主なもののみ簡潔に説明いたします。

11節需用費の支出済額は250万1,551円で、内訳は事務用品の消耗品費や業務関連の印刷製本費です。

次に、12節役務費の支出済額は222万4,003円で、主なものは、納税通知書等の発送に係る通信運搬費です。

13節委託料の支出済額は1,214万5,635円で、市税の賦課業務関連の業務委託料です。内訳は、備考欄に記載のとおり、現況地番図・家屋図異動修正等業務委託料など六つの業務委託料を支出しています。また、不用額346万9,365円は、入札差金等により減額となったものであります。

続きまして、決算書130、131ページをごらんください。

14節使用料及び賃借料の支出済額は204万9,736円で、主なものは、備考欄2段目の地方税電子申告審査システム等ASPサービス利用料の182万7,360円であります。

19節負担金、補助及び交付金の支出済額は58万7,745円で、市税の賦課業務に関連する各種協議会の会費等であります。内容は、備考欄に記載のとおり、三重県軽自動車税等事務共同処理協議会分担金ほか、六つの負担金、会費等を支出しております。

次に、132、133ページをごらんください。

23節償還金、利子及び割引料の支出済額は598万6,482円で、これは全て市税の過年度分還付及び還付加算金であります。また、不用額401万3,518円については、予算を過去の実績をもとに1,000万円見込んでおりましたが、実際の還付金額が見込みを下回ったため、不用となったものであります。

税務総務費の説明は以上であります。

○吉沢税務課長 次に、2目賦課徴収費であります。賦課徴収費は、予算現額1,239万5,000円に対して、支出済額が1,126万7,252円で、不用額112万7,748円であります。こちらの予算科目は、市税の徴収等に係る事務経費であります。内訳につきましては、主幹兼収納係長の畑名から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○畑名税務課主幹兼係長 それでは、内訳を申し上げます。

まず、1節報酬の支出済額1万9,800円については、固定資産税評価審査委員会委員の報酬であります。

次の4節共済費と7節賃金につきましては、総務課説明分でありますので割愛させていただきます。

9節旅費の支出済額は3万7,400円で、市外徴収時の普通旅費であります。

11節需用費の支出済額は136万748円で、内訳の主なものは、督促状兼納付書等の印刷製本費であります。

12節役務費の支出済額は190万8,794円で、主なものは、督促状等の送付に係る通信運搬費であります。

14節使用料及び賃借料の支出済額は15万8,000円で、市税納税相談員の車借上料であります。

次に、19節負担金、補助及び交付金の支出済額は368万7,000円で、主なものは、備考欄にあります三重地方税管理回収機構負担金の359万7,000

円であります。

次に、三重地方税管理回収機構の収納実績について補足説明をいたします。

委員会資料の10ページをごらんください。

これは、三重地方税管理回収機構実績の表であります。移管金額及び納付金額とともにそれぞれの案件の性質上、年度ごとに増減はありますが、納付金額の特により多い年度は、不動産購買の実施と機構の徴収第2課への移管によるものが大きな要因となっております。

下段の棒グラフは、納付金額の推移です。三重地方税管理回収機構は、移管予告による抑止効果、そして、処理困難案件の徴収、また職員の派遣によるスキルアップに役立っております、今後とも回収機構を活用していく必要があると考えております。

賦課徴収費の説明は以上であります。ありがとうございました。

○吉沢税務課長 税務課に係る歳出の説明は以上であります。

続きまして、財産調書税務課該当分について説明いたします。

決算書420、421ページをごらんください。

3、債権の表をごらんください。

こちらの、このうち市民税特別徴収翌年度徴収金につきましては、前年度末現在高8,432万円、決算年度中増減額304万円、決算年度末現在高8,736万円であります。これは、市県民税の給与特別徴収の納期については、当該年度の6月から翌年度5月までの12回納期であります、年度部分の関係から、翌年度の4月、5月分については、翌年度歳入として区分されます。そういったことから、決算書財産調書におきましては、翌年度分を債権として表示するものであります。

続きまして、主要施策の成果及び実績報告書の29ページをごらんください。

こちらの内容につきましては、先ほどからの決算説明と重複いたしますので、説明のほうは割愛させていただきます。後ほど御参照をお願いいたします。

一般会計歳入歳出決算の税務課所管部分の説明は以上であります。御審議いただき、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

税務課の決算説明は以上でございます。

御質疑のある方は。

○野田委員 まず最初に、市税の回収というところで、収納率等を上げていただいたことと、滞納額が減少したということにはお礼を申し上げます。頑張っていた

だいておると思います、非常に厳しい部分ですけれども。

それと、一つは、資料でいくと4ページのところの都市計画税が、29年度、1億3,605万3,796円となっていますけれども、これについては、都市計画の目的、基金のほうへ八千どれだけ積み立てしているんですけれども、この関係、算出はどのようになっていますか。今回、8,047万6,000円の積立額が計上されているんですけれども、基金のほうへ。この算出方法はどうか。

というのは、都市計画税率というのは0.5%ということ……。

○南委員長　　これ、財政のほうで資料の中へ入っておったね。

○野田委員　　出ておるもんで、その算出がどのようになっておるのかなと思って。

○南委員長　　説明したってくれる。

○吉沢税務課長　　決算でありますので、こちらのほうの表示は、平成29年度に調定された都市計画税で、平成29年度分の現年課税分、一定の都市計画区域内の土地、家屋等に係る0.3%分と、それから過年度からの滞納繰越分を計上して収入をしている部分であります。恐らく決算参考資料のほうの財政のほうの充当の部分についてはこれだけ集まったんですけれども、8,000万円は都市計画事業のほうに使えなかったということで、基金へ今回積んだということで。こちらは、ただ単純に税法どおり賦課させてもらった結果であります。

○野田委員　　都市計画税の中の、今さっきした分の……。

○南委員長　　野田委員、挙手して発言を求めてください。

○野田委員　　わかりました。これについてはよろしいです。

もう一点はちょっと確認なんですけれども、資料の、ここをちょっと教えてほしいんやけれども、10ページのところの三重県地方税管理回収機構徴収第1課の分なんですけど、29年度移管件数が14の805万4,121円と納付額が380とあるんですけれども、この下のところを見ますと、通常2年間、さっき説明してくれたのかわからんのやけど、ちょっとわかりづらかったので、どのような仕組みになっておるのか。

○畑名税務課主幹兼係長　　移管年数なんですけど、2年間というのがありまして、毎年毎年移管しております。その中で、その年に重なってくる部分がございますので、こういうふうには増減が出てきます。

○濱中委員　　資料、同じように市税収入の未済額が減ってきていることは、本当に御努力いただいたんやなと思って、ありがとうございます。

なんですけど、水を差すような質問で申しわけないんですけれども、23年度か

らと28年の分の差額は、単純にすると1億5,000万ほどなんですけれども、今すぐでなくてもいいんですけれども、この期間の不納欠損額がどれだけあるのかがわかれば、もし今出るんであれば今でもいいですし、また後ほどでも結構なんですけれども、不納という部分がどれくらい減ってきているのかなということも知りたいなと思ひまして、どうですか。

○吉沢税務課長　　ちょっと今すぐ手元から出ないんですけど、出納のほうで不納欠損の推移かな、監査のほうかな、そちらのほうでも一応は出ておると思うんですけど、その数字と一致することになると思うんですけど、また何かの機会のときでよろしいでしょうか。

メモ的にまとめている分がありますので、26年度の市税の欠損が4,733万8,951円、27年度、1,148万3,541円、それから、28年度が2,200万3,762円、それで、29年度が先ほど申し上げたとおりということです。

○南委員長　　決算の参考資料の10ページから。

（「何ページになるの」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　今、課長の言ったのは載っています、ずっと。25年から載っていますので、この資料のほうに。

○濱中委員　　済みません、資料の調査不足で申しわけなかったです。

未済額が減ってくる中に不納欠損で落としてしまう部分というのもやっぱり気になりますので、それぞれの年のばらつきの理由は最初の説明で理解はできたんですけども、欠損になる前の部分が、多分御努力いただく部分やと思うんですけども、そこらあたりもどンドンと減らしていくようになってくれればええのかなという気がしておりましたので、ちょっと確認をさせていただきました。

○吉沢税務課長　　先ほど手元の混乱しておる資料を申し上げて、こちらの金額でありますので、えらい御迷惑をおかけしまして、ありがとうございます。

○奥田委員　　ちょっと確認ですけど、もうちょっと不納欠損、28年度を見ておったら1,807万円なんですけど、2,200万というのは国保とか、全部入っていないかな。市税でしょう。

○吉沢税務課長　　申しわけないです。先ほども言わせてもらったんですけど、資料のほうで、係数が変なぐあいだ今言わせていただきましたもんで、金額的には、会計課さんのまとめていただいておりますほうが正しいということで御理解ください。申しわけないです、混乱させまして。

○奥田委員　　それにしても、僕、去年のを見たら1,807万円になっていて、今

回570万で3分の1以下になっているもので、すごいと思うんですけど、逆に担当にお伺いしたいんですけども、収納率も上がって不納欠損も減っておると、相当市民の方々に対する納税を、何というのか、強引にやっていないと思うんですけど、締めつけというか、締めつけとはちょっと言い方が悪いですけどね。納税義務ですから、取り立てを強化されているということなんですけど、その辺のところの市民の方々の理解というか、どうですか。最近きついとかいう声もちょっと耳にしたことがあるんですけど、大変だと思うんですけど、その辺どうですか。

○畑名税務課主幹兼係長　　まず、不納欠損の話なんですけれども、年度ごとに、例えば2,000万あったときなんかは、1件で1,000万とか、大きな額がありまして、それで増減がしてしまったということなんです。例えば厳しいんじゃないかという意見につきましては、そういった意見よりも、納税意識が高いというのが一番だと思います、収納率が上がっておるのは。ただ、厳しいと感じるのは、ほぼほぼ滞納者の方だと思いますので、納税の納限内に納めていただければ、そのような気分にはならないかと思います。

○奥田委員　　その辺、大変だと思いますけどね。きのうやったかな、会計からの報告があった、歳入のほうの説明があったんですけど、保育料にしても、それから市営住宅の家賃にしても滞納金額が結構大きいものですから、そういう意味で、払えない人も結構おるのかなという感じもするので、その中で収納率を上げているというのはなかなかすごいと思うんですけど、1点だけ、129ページあたりになるのかな。封筒の窓のところ、前から言っておるんですけど、今、セロハン窓じゃないですか。僕、ごみの分別をするときにあそこは切らなあかんもんで、紙と分けるのに。あれをグラフィック窓というんですか、紙のやつに変えてもらえると、そのまま紙で捨てられるんですけども、ごみの分別をやっている状況の中で、前々から言いよるんですけど、それは変わらんですか。今後もまだ、在庫もあると思うので、しばらくまだ続くのかなという感じもするんですけども、何とかならんかな。

○吉沢税務課長　　ありがとうございます。

グラフィックですか、分別に便利なのというので、今情報をいただきましたので。

ただ、予算的なものとか、それもありますので、ちょっと検討というんですか、予算見積もりとかをとって、次年度以降にもし対応とか勘案できるのであればということで、御意見として承りますので、ありがとうございます。

○南委員長　　課長、一々礼は言わなくてもええで。

○濱中委員　　済みません、もう一つ、不納欠損のことで伺いたいんですけど

も、先ほど厳しいと言われたけど、納税の公平性を考えれば、そこはきちんと払っておる人に敬意を表するところで、やはりそこはきっちりやっていただかんなんのやと思うんですけれども、ただ、県の徴収が始まって十数年たってきましたので、大方の市民の方は仕組みも御存じやと思うんですけれども、ただ、きちっと払っておる人からすると、実はその事業を知らない人も結構いらっしゃるのかなという気がするんですね。なので、初めてそういった滞納の対応をされたときに、こういったことを皆さんが御存じかどうかというあたりは、手応えとして確認されていますか。きちんと広報されているのかなということ調査しているのかなというのが気になりますので。

○畑名税務課主幹兼係長 移管される方については、移管予告というものを一旦送ります。それで連絡があれば、こちらのほうで折衝させていただいて、分納等もお認めさせていただいておるといような状況です。反応がなければあっちへ送らせてもらうということになっております。広報的にはそこまではやっておりません。

○濱中委員 やはりきちっと納税をすることのお願いというのとともに、滞納するとこういった対応をしますよという、別に罰という意味ではないですけども、そういったあたりも含めて広報されることによって、納税意識というのはもう少し高まりを見るかなという気がしましたので、こういう仕組みの御紹介を兼ねた広報というのはぜひ進めていただければなと思うんですけど、よろしくをお願いします。

○畑名税務課主幹兼係長 早速進めてまいりたいと思います。

○南委員長 他にございませんか。

○楠委員 機構のほうでいろいろ組織概要が資料の10ページにあるんですけど、不納欠損処分の適否の判定というのは、どういう状態で決定されるのか。

○吉沢税務課長 まず、不納欠損の話なんですけれども、表にありますとおり、大まかにいいまして、根拠法令が三つあります。一つは御存じやと思うんですけど、消滅時効、時効完成ということで、地方税法18条の消滅時効に係る分は、時効の援用不要という話がありますもんで、そういう処理をしなきゃいけないと。

それから、2番目に滞納処分の執行停止といいまして、担税能力とか、生活困窮でできない場合は、執行停止処分という一定の条件があります。その要件を過ぎてから3年経過したものは、状態が改善しない場合は不納欠損処分するように、これも地方税法の15条の7のほうで決まっています。

3点目は、執行停止、すなわち納められないような状態、それから換価財産のないような状態やと、復旧の見通しが無い場合は、普通3年置くんですけれども、そ

のまま欠損、死亡とか、行方不明とか、居所不明とかいう場合で。回収機構のほうなんですけど、調査に関しては専門的なものがありますので、例えば本市におきましても、財産調査で口座とか通帳とか、いろんなものをするんですけど、地方税管理回収機構は専門的でありますので、いろんな売掛金でありますとか、債権でありますとか、綿密な調査をして、本人が言ったら、厳しい話ですけれども、最終的には何か財産があったら、それを公売するという形になりますので、そういった面で財産調査を徹底的にして、判断できる材料をそろえていただくという形で、それでまだ持ち帰って、これは不納欠損処分せざるを得ないという判定には結構役に立っていると考えています。

以上です。

○楠委員 二つ目なんですけど、差し押さえ実績の中で、預金等とあるんですけど、実際に本人は一生懸命働いて、まだ滞納分があるという場合に、ここでは5分の1が取り立ての対象になっている、収入になっているんですけど、実際に給与の一部の差し押さえという事例はありますか。

○畑名税務課主幹兼係長 今、給与の差し押さえをやっておるところです。

○南委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、税務課の決算審査を終わります。御苦労さんでございました。

(休憩 午前10時43分)

(再開 午前10時44分)

○南委員長 それでは、市民サービス課の審査に入りたいと思いますので、付託されております議案第58号、議案第59号、議案第60号の3議案なんですけれども、まず、議案第58号のほうから説明を受けたいと思います。

○内山市民サービス課長 それでは、議案第58号、平成29年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして、平成29年度一般会計特別会計歳入歳出決算書及び主要施策の成果及び実績報告書に基づき御説明をさせていただきます。

それでは、歳出について御説明を申し上げます。

決算書108、109ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、6目交通安全対策費、予算現額346万2,00

0円に対し、支出済額は339万4,366円、6万7,634円の不用額が生じました。

11節需用費111万348円、主なものは、修繕料108万7,560円で、カーブミラーの修繕等の費用でございます。

15節工事請負費185万400円、これは矢浜、宮之上、坂場西町の区画線、歩行者帯の設置費用でございます。

19節負担金、補助及び交付金42万円、内訳は備考欄に記載のとおりです。

7目センター費、予算現額3,223万7,000円に対し、支出済額は3,209万2,320円、14万4,680円の不用額が生じました。

次に、決算書110、111ページをごらんください。

最下段になりますが、9目生活相談費、予算現額95万1,000円に対し、支出済額は92万8,376円、2万2,624円の不用額が生じました。

主なものは、次ページ、113ページ、8節報償費63万円、これは無料法律相談弁護士2名分の報償費でございます。

19節負担金、補助及び交付金25万円、これは尾鷲市自治会連合会への補助金でございます。

それでは、実績報告書26ページをごらんください。

事業名、市民相談事業です。事業内容は、法律相談、行政相談、司法書士相談を予約制として、それぞれ月1回開催させていただいております。その他人権相談を除き、一般相談を随時実施しております。

相談件数は、記載のとおり、総件数115件となっております。事業費は92万8,000円、財源内訳では、国庫支出金2万3,000円、その他特定財源として1万円、一般財源は89万5,000円でございます。

それでは、決算書112、113ページにお戻りください。

11目人権啓発推進費、予算現額58万5,000円に対し、支出済額は50万1,639円、8万3,361円の不用額が生じました。

次ページ、114、115ページをごらんください。

19節負担金、補助及び交付金42万2,023円、内容は備考欄に記載のとおりです。

次に、120、121ページをごらんください。

13目コミュニティセンター費、予算現額3,358万円に対し、支出済額は3,240万366円、117万9,664円の不用額が生じました。主なものは、備

考欄に記載のとおり、各コミュニティーセンターの運営委員等報酬、講座等の講師謝礼、光熱水費、浄化槽保守点検手数料。

次ページをごらんください。

14節の使用料及び賃借料では、188万2,780円、主なものは、三木浦漁村センター借上料100万円が主なものです。

15節工事請負費1,300万6,440円で、賀田コミュニティーセンターの空調設備改修工事が487万800円、旧曾根コミュニティーセンター解体整備工事が813万5,640円でございます。

18節備品購入費232万2,000円、これは各コミュニティーセンターにAED10台を購入し、設置したものでございます。

19節負担金、補助及び交付金233万5,293円、主なものは、一般コミュニティー助成事業補助金180万円、梶賀地区において、町内放送無線設備を整備したものでございます。

14目諸費、予算現額1,013万円に対し、支出済額は949万5,525円、63万4,475円の不用額が生じました。支出済額のうち、市民サービス課分は、次ページ、125ページになりますが、工事請負費までの合計額759万9,525円でございます。

11節需用費では、698万1,889円、主なものは、光熱水費559万1,713円で、これは防犯灯等の電気代でございます。

次に、12節役務費54万7,916円、内訳としましては、浄化槽保守点検手数料33万9,800円、停電時対応型LED防犯灯バッテリー交換手数料15万4,440円でございます。

15節工事請負費6万3,720円は、防犯灯設置工事費分2件分でございます。次に、決算書134、135ページをお願いします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、予算現額4,783万5,000円に対し、支出済額は4,356万5,437円、426万9,563円の不用額が生じました。

次ページ、136、137ページをごらんください。

13節委託料537万4,080円、主なものは、戸籍システム保守業務委託料310万5,000円、総合住民情報システム改修業務委託料219万9,960円です。

14節使用料及び賃借料373万5,360円、主なものは、戸籍電算システム

借上料 369万8,100円が主なものでございます。

次に、19節負担金、補助及び交付金は、支出済額 147万7,900円、主なものは、通知カード・個人番号カード関連事務負担金 145万8,000円、396万3,100円の不用額が生じました。不用額につきましては、平成29年度通知カード・個人番号カード関連事務を行うに当たり、179万円を平成28年度繰越明許費予算としてお認めいただきました。また、平成29年度事務関連負担金の額が不確定であったため、363万1,000円を平成29年度現年度予算として、合わせて542万1,000円の予算で業務を実施させていただきましたが、第2回の事務負担金の確定が平成30年3月であったこともあり、補正予算での減額補正も間に合わず、また、負担金の額も繰越明許費予算で支払いが可能であったことから、396万3,100円の不用額が生じたものでございます。

ここで、実績報告書30ページをごらんください。

主幹の北村より説明をさせていただきます。

○北村市民サービス課主幹兼係長      それでは、主要施策の成果及び実績報告書に基づき御説明させていただきます。

事業名、個人番号カード交付事業、事業内容としましては、平成28年1月から施行されているマイナンバー制度のもと、個人情報の保護に十分注意しながら申請業務を行うとともに、個人番号カードを適切かつ確実に申請者に交付を行っております。平成30年3月末で申請件数1,887件、交付枚数1,396枚、交付率は7.44%となっております。事業費としましては145万8,000円、財源内訳としましては、国庫支出金で129万2,000円、その他特定財源として、通知カード再交付手数料16万6,000円となっております。

以上でございます。

○内山市民サービス課長      それでは、引き続き決算書164、165ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、5目国民年金費、予算現額1,076万3,000円に対し、支出済額は1,073万8,823円、2万4,177円の不用額が生じました。

次に、168、169ページをごらんください。

最下段でございますが、9目後期高齢者医療費、予算現額4億1,844万9,000円に対し、支出済額は4億1,844万8,644円で、356円の不用額が生じました。

次ページをごらんください。

19節負担金、補助及び交付金282万9,000円、28節繰出金4億1,561万9,644円でございます。

次に、決算書208、209ページをごらんください。

4款衛生費、3項3目環境衛生費、予算現額139万円に対し、支出済額は102万5,150円で、36万4,850円の不用額が生じました。

13節委託料74万9,100円、内訳は、畜犬登録等業務委託料74万9,100円、内訳は、巡回狂犬病予防注射72万800円及び注射済み票交付業務委託料2万8,300円でございます。

次ページをごらんください。

19節負担金、補助及び交付金16万円は、これは猫避妊等手術費補助金でございます。

次に、4目斎場管理費、予算現額1,683万7,000円に対し、支出済額は1,667万7,360円、15万9,640円の不用額が生じました。

13節委託料1,398万3,840円、内訳は、斎場指定管理料1,364万9,040円、指定管理者制度の実施により、民間業者に運営及び火葬等の業務を委託しておりまして、平成29年度斎場使用件数につきましては、火葬炉焼却実績数が320体、汚物炉焼却実績数が114件でございます。

次に、炉点検業務委託料33万4,800円でございます。

15節工事請負費259万2,000円は、火葬炉修繕工事費でございます。主なものは、主燃料耐火物積みかえ工事、再燃耐火物積みかえ工事等でございます。

5目墓地管理費、予算現額99万8,000円に対し、支出済額は78万4,869円で、21万3,131円の不用額が生じました。

主なものは、13節委託料50万1,552円で、光ヶ丘墓地の清掃業務委託料でございます。

以上で、平成29年度一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

○南委員長 ありがとうございます。

以上が一般会計の市民サービス課分の説明を受けました。

御質疑のある方は、御発言。

○三鬼（和）委員 124、125ページなんですけど、決算書の。12節役務費の中に停電時対応型LED防犯灯バッテリー交換手数料15万4,440円と15節工事請負費が6万3,720円、これも街灯というか、ある意味関連すると思

うんですけど、バッテリー交換とか、そういうのは、年間平均何台ぐらいを目途にやられておると、工事費は新設であるとか移転とかあるんですけど、計画的には大体どれぐらいの数を年間と目途にしておるのか、御説明ください。

○内山市民サービス課長　防犯灯のバッテリーのほうなんですけど、バッテリーの寿命が大方4年から5年と言われております。現在、停電時対応型LEDの防犯灯につきましては、217基全部でございます。年間設置年数によって、昨年度は25台分のバッテリーを購入しております。毎年そのペースで交換していくような形で現在進めております。

工事請負費の6万3,720円につきましては、昨年の台風で、一部、九鬼地区で設置してあったものが、基礎ごし流されたというところがございます。それを新たに別の場所につけかえたので、工事請負費として2件分上げさせていただいたものでございます。

以上です。

○三鬼（和）委員　台風21号で周辺部というか、出張所管内が、近年では長い時間、停電がありましたよね。そういった意味で、この防犯灯というのは、防災灯も兼ねておると思うんですけど、今回、停電になってから、各地区のコミュニティというか、区長さんであるとか自治会長さん、町内会長さんを通じて、避難とか、防災的にも機能したのかどうかと、そういったチェックはされなかったんですか。

平成30年度予算がついて進んでおる中ですけど、今回、長時間停電があったということで、北海道なんかかなり電気の問題でいろいろ防災、防犯的な意味合いもあったので、防災的な意味合いも含めておることから、避難するに当たっても、電灯が機能しておったかどうかという、そういった角度で各地区の聞き取りとか、そういうことは仕事されなかったんですか、どうなんですか。

○内山市民サービス課長　基本的に、停電時対応型を設置するときに、平成23年から5カ年計画で行ったわけなんですけど、その設置に当たりましては、学校の通学路とか、避難路を優先的に停電時対応型の防犯灯を設置したものでございます。

今回の台風の場合は、事前に風雨が強まる前に基本的にはコミュニティへ避難をいただいております。復旧がかなり時間がかかったということで、余り夜中に出歩く人もないのかなと。古江で1件、地区の方の聞き取りを行ったんですけど、主要なところは何カ所かついておったので、それは助かったという話は伺っております。ただし、全地区の聞き取りとか、そういうものまでは行っておりません。

○三鬼（和）委員　古江地区では、これまで計画的に仕事を進めてきた成果だと思っうんですね。ですので、こういったときがあったときには、やはり各地区の方々にアンケートであったりとか、聞き取りというんですか、これは今後はされるほうが、整備していきなり、今後つけかえするときに生かされるのではないかなと思っしました。

一般質問でも楠議員が、駅前のほうの何かの話もされておりましたけど、北海道の長時間の停電とか、いろいろなものも含めると、もう一度そういった状態が出たときに、これでよかったのかどうかということも含めて、できたら精査してほしいなと思っうんですけど、いかがですか。

○内山市民サービス課長　停電時対応型につきましては、基本的には地震等の夜間に起こった場合の避難路確保が主な目的だと思います。台風とかに関しましては、基本的には、暴風雨のときは出歩かないということになっていますので……。

○三鬼（和）委員　台風は関係ない。停電があったから、これを契機に今後のことを考えて仕事しないのかと言っておるだけの話なので、もう少し単純なやりとりをやめましょ。う。

○濱中委員　決算書の109ページです。今通知いたしました。

この中の交通安全対策費の説明の中の工事請負費で、道路の白線関係の工事でしたね。道路の上に描かれているものの中には、設置管理というあたりですみ分けがあると思っうんです。横断歩道のゼブラであるとか、それは全て道路管理者ではないですよ。そこをまず、担当するところをもう一度確認させてください。中央ライン、側線、横断歩道、ゼブラ。

○内山市民サービス課長　確実に把握しているわけではないんですが、うちで行っておるのは、歩道と車道を分ける白線のかすれてきた部分の引き直しをやっておるのが交通安全の対策事業の費用でございます。

○濱中委員　そうしますと、今回これで延長何メートルぐらいをやられましたか、この工事で。

○内山市民サービス課長　済みません、一件一件の延長までは見ておりません。また、後日報告させていただきます。

○濱中委員　結構白線って、かすれると、運転者にも歩行者にも不安な部分があるんですね。できれば計画的に進めてほしいなと思っうんです。ということは、ことしは延長何メートルをやりましょとするのか、それとも言われたところ、指摘があったところをしていくのかという、事業を組み立てるときに計画があれば、こと

しの計画延長何メートルで、今回どれだけできましたよという説明が決算時にいただけるのかなという、そういう思いがしております。

それともう一点、そうしますと、総合病院のっていくところにある駐車禁止の車線は、あれは市管理のものではないですか。

○南委員長        どこ。

○濱中委員        救急車が入っていくところ、信用金庫のところを左へ行く。

○南委員長        車道へ、停車禁止やな。

○濱中委員        停車禁止のところ、違う。

○内山市民サービス課長        済みません、ちょっと把握しておりません。調べて、また御返事させていただきます。

○濱中委員        じゃ、ここでこの発言をするのかどうかとは思いますが、交通安全の管理という意味におきましては、じゃ、ほかの設置者があるのであれば、実は最近、救急関係の方と聞き取りをさせてもらったときに、あそこに車がとまってしまうことは、とても救急搬送にとっては困ることやし、事故があつては困るということもありまして、ところが、あそこは結構薄くなりやすいのか、見にくい感じがあったり、啓発力に欠けるなという気がするんですよね。道路交通のあたりでいろんな機関とお話し合いをするときに、もっと運転者にわかりやすい形がないのかとか、あそこの部分の啓発がどうなのかというあたりも気にしてやりとりをしてほしいなと思うんですけど、よろしくお願いします。

○南委員長        一連の濱中さんの道路の白線等については、あすは建設課のほうが入りますので、建設課のほうにも指示出しまして、しっかり説明していただくよう申させていただきますので、よろしくお願いします。

○濱中委員        もちろん道路管理という意味では建設課かわかりませんが、ここに交通安全としての予算が乗った上での白線敷設ということも計画的に進めていただきたいので、計画面のあたりの説明もお願いしたいと思います。

○楠委員        今の濱中委員の話じゃないですけど、交通規制なのかどうなのかというのは、ふだん仕事の中で考えておかないとまずいんじゃないかなと思うので、その1点。

2点目、109ページのカーブミラー修繕料、金額的には大したことないなと思うんですけど、先日、病院の前でカーブミラーをぶっ壊したというのがありましたよね。その場合、どう見てもこれは車がぶつかっている。市民の税金を使って直したじゃなくて、あくまでも対象となった人から損害料を請求するとか、そういった

ことをやった事例があるのかどうか、確認したいと思います。

○内山市民サービス課長 楠委員指摘の病院前のやつなんですが、あれはやってすぐに守衛さんのほうに運転手さんから通報がございました。どうしたらいいのかということで、運転手さんのほうでやってもらったのが現状でございます。明らかにわかるものについては、相手方に費用を求めるという形でやっております。

○楠委員 確かにカーブミラーは皆さんが交通安全のために大切なものなので、できれば必要に応じてはよく調査をして、相手方に請求をする、あるいはまた一方では、劣化による交換とか修繕が出た場合には、公共施設の保険とか入っていれば、そういうのを活用して、なるべく市民の税金が無駄遣いにならないように、対応してほしいなというふうに思います。

次に、123ページの個別の名称が出てくるんですけど、使用料及び賃借料、三木浦漁村センターの借上料、それと、同じく負担金のところで、三木浦漁村センターの負担金、これの違いをちょっと説明してもらえませんか。

○内山市民サービス課長 まず、使用料及び賃借料の三木浦漁村センター借上料につきましては、三木浦漁村センターを建てたときに、その費用の一部を市が建設に伴う負担金として、毎年100万円を払っておる。建設に対する補助金として払っておるのが現状でございます。

漁村センターの2階部分をコミュニティーセンターとして活用しておりますので、負担金としましては、電気代とか、一部経費についての負担金というものになっておる次第でございます。

○楠委員 今の説明ですと、この施設を建てたときの補助金というのであれば、使用料及び賃借料にならないですよ。いわゆる5カ年とか10カ年でその施設の補助金を出しますというふうにしておかないと、全然節の説明がおかしいんじゃないかなと思う。

あと、負担金は施設を借りたときの負担金なのか何なのか、極端な言い方をすれば、一般にアパートを借りたときに、公租公課はあくまでも個人のものでというのもありますし、電気代も何も全部家主が見ますよというのもありますし、その辺の考え方がどうなんですかね。というのは、ちょっと気になるのは、センターのそのものが悪いとかじゃなくて、いつまで続けるかという話になるんですよ。

だから、今言ったように、建てるための補助金なんですよ、センターは。だけど、そうすると、実際に工事費そのものが既に償還が終わっているのに、延々と補助金として出すのかというのは、だから、さっきも言ったように、節の使用料及び

賃借料と説明の補助金と、説明の意味が私は全然わからないんだけど。

- 南委員長 三木浦漁村センターの借上料については、昭和59年からスタートしております。やはりコミュニティーセンターがないということで、その代替ということで、今、三鬼和昭さんが言われましたように、建てるまでということになるんじゃないかなというようなことで認識をしております。そういうことやったね。昭和59年からやと思います、たしか。
- 楠委員 私の聞きたいのは、建てているものを借りているのは別にどうってことないんですよ。今説明の中で補助金と言ったでしょう。補助金だったら、建てるまでの補助金の……。
- 南委員長 もう一度、説明をお願いいたします。
- 内山市民サービス課長 14節使用料及び賃借料のほうは、2階部分の借り上げの部分の負担金でございます。済みません、説明がちょっと……。2階部分、コミュニティーセンターの事務費及びコミュニティーで使う大広間等の借上料という形でございます。
- 楠委員 そうすると、負担金って何なんですか。
- 内山市民サービス課長 コミュニティ等で使う講座等のときに、当然電気とかクーラーも使いますので、その電気代等の負担分でございます。
- 楠委員 そうすると、基本的に今言ったように、公租公課とか、いろんなのがありますよね。公共施設だから、税金は免除されているでしょうけど、電気代、水道代はあくまでも個別メーターで使用料とかいうのを払うのは当たり前で、積み上げの負担金なんていうのは、根拠がどこにあるのか、ちょっと教えてもらいたいですけど。
- 内山市民サービス課長 ちょっと調べて、資料を出させていただきます。済みません。
- 奥田委員 1点だけ、先ほど三鬼和昭委員が質問しましたように、124、125のところの防犯灯ですね。工事請負費6万3,720円、これは先ほど九鬼のを移設したということで、2件分というのは、それだけですか。新規の分は全然なしですか。
- 内山市民サービス課長 先ほどの防犯灯につきましては、九鬼が1件と新田の分が1件です。
- 奥田委員 じゃ、九鬼だけじゃなくて、新規もあるんですね。新田が1件あると。

これはあれですか。楠委員も一般質問で言われたけど、本当に駅前、駅裏もそうなんですけど、真っ暗なんですよね。僕はがんに明るくせいとは言いませんけど、商店街にしても、この前、新川原町の夜間避難訓練のときも、堀町通りも暗いなど僕は思ったんですよね。商店街も暗い、堀町通りも暗い、駅前も暗い、駅裏も暗い、防災時の避難とか、そういうことも大事やけれども、ふだんの防犯ということ考えた場合に、本当にさっきも言ったように、がんに明るくせいとは言いませんよ。でも、何メートルにもわたって、すれ違っても相手の顔が見えんというところが多々あるんですよね。これは本当に大丈夫なのかなという気はするんですけど、皆さんが懐中電灯を持って夜歩いたらええんやけれども、もうちょっと尾鷲駅前とか商店街、尾鷲の玄関口なのに、これでええんかなという気もするし、もうちょっと防犯灯をつけられんかなと。財政難であれなんやけれども。

○内山市民サービス課長　　駅前の蛍光灯につきましては、市長の答弁のほうで商工のほうで設置するという話を聞いております。

また、商店街につきましては、昔、商店街のほうで自前で電気をつけて、電気料も見ておったんですが、なかなか商店街も空き店舗が多くなってきて、経費がなかなか賄えないということで、かなり暗くなっておる、空き家もふえて暗くなっておる中で、市の財源も大変厳しいのがありますので、一定の設置要綱を以前から見直しも言われておるんですが、数字上で30メートルとか40メートルで区切ってつけていくというのもなかなか難しいものがありますので、来年度に向けてもう少し要綱を見直して、つけんなんところはつけんなんと思いますので、考えていきたいと思っております。

○奥田委員　　ぜひちょっと考えて、本当に何回も言うけれども、がんに明るくせいとは言いませんけれども、余りにも暗過ぎるもので、ぜひ検討いただきたいと思っております。

もう一点、先ほど三鬼和昭委員も質問していた、停電時対応型のLEDの防犯灯なんですけど、217基あるということなんですけど、この前の委員会でお聞きしましたけど、古江は5基あるというのは僕聞いたんですね。217基、どこに地区別でどのぐらいついているかというのを、また後日でいいので、資料をいただけたら助かるなと思うんですけど。

それと、僕、古江で聞いた話なんやけれども、もうちょっとふやしてほしいなという意見と、それから、最近のLEDって小ちゃいじゃないですか、長さが。以前のやつやと長いもので、照らす幅も結構あるんですよ。小ちゃいもので、その下だ

けしか照らさんというようなどころがあるみたいなんやけど、そういうクレームってないですか、担当課のほうには。

○内山市民サービス課長 確かに、昔、蛍光灯は、かなり蛍光灯の幅があって、ぼやっと広くて、LEDの場合は小さいものですから、真下だけしかというような部分は聞いております。

○奥田委員 それと、決算とちょっと関係ないですけど、そういうのって何とかならんのですかね。もうちょっとぼんやりでもええもんで、もうちょっと広範囲に明るくなるような。

○内山市民サービス課長 今つけておる防犯灯、23年から5年計画で、総数2,184基かえたところですよ。それをかえるわけにもいきませんので、基本的には現在のLED型で対応していきたいと考えています。

○南委員長 今の防犯灯の新設の要綱、見直しも考えんなんということですから、できたら要綱のほうも防犯灯の、参考までにタブレットのほうへ入れていただいたらと思います。

○濱中委員 ページ数でいきますと209ページです。通知します。

わずかなところなんですけれども、委託料の畜犬登録、3割ぐらいの不用が出ているんですけれども、恐らく予算のときは前年度からある程度予算されているのかなと思うんですけれども、これだけ差額があるということは、数が減ったことなのか、未登録の方が残ってしまったのかというあたりはわかりますか。209ページ、委託料。

○内山市民サービス課長 209ページの最下段の畜犬登録等業務委託料でございます。これにつきましては、狂犬病予防のための注射を登録のところへ御案内申し上げて注射に来てもらうわけなんですけど、平成29年度は272頭の犬を連れてきていただきました。単価は2,650円なんですけど、ただし、うちのほうに登録のある犬の件数としては、約1,000件程度の登録がございます。その中で、はがきを出して、平成29年度の注射の場所と日時をお知らせするわけなんですけど、あくまでも飼い主の方の意識もありまして、件数的には前年実績を見て予算計上しておるんですが、思ったよりも注射に来る方が少なかったというのが現状でございます。

○濱中委員 ちょっと知識がなくて申しわけないんですけれども、狂犬病の予防注射というのは、強制とか義務ではないんですか。

○内山市民サービス課長 基本的には義務になっております。

○濱中委員 義務であるんやったら、飼い主の意識という問題ではないような気

がするんですね。もうちょっときちんと御説明申し上げて、ちゃんと接種をしていただくという動きが必要かなという気はするんですけど、そのあたりはどうなんですか。

○内山市民サービス課長 飼い主の方によっては、その期間ではなしに、自分で動物病院へ連れて行って受けられる方も見えますので、これは市で開催日時を決めてやった分でございます。

○濱中委員 そうしますと、市で準備をして受けられる場合には、市の業務の中で、もちろん実費はあるんでしょうけれども、受けられて、個人でやられる方は、受けられる金額に差はないんですか。

○錦市民サービス課主査 受けられる金額と、注射のものについては、三重県内は一定になっております。県外で受けられた場合は差が出ることもあると考えられます。

○濱中委員 済みません、今ごろになってこんなことを聞いておるのがおかしいんですけども、じゃ、委託料の部分というのは、接種に係る部分ではないんですか。どう聞いてええんかな。

○錦市民サービス課主査 こちらについては、狂犬病予防注射と、あと犬の登録、そちらの分の二つの分の委託料になっております。それで、例えば尾鷲の動物病院と紀北町さんにある動物病院さんのほうについては、そういったような観察であったりとか、注射済み票であったりとかいうものをお渡しして、そちらで発行していただく。そして、それ以外のところで受けていただいたものについては、市のほうに、注射された場合には、こちらに来て、注射済み票を受け取ってくださいねという話にはなっているわけですけども、全ての方が受け取りに来られておるかどうかというところまでは把握はしておりません。

○内山市民サービス課長 この委託料は、動物病院のお医者様に、市の用意した場所に来ていただいて、そこで飼い主の方がその場所へ犬を連れてきて注射を打ってもらい、病院へ払う委託料でございます。

○濱中委員 あともう一点、さっきの街灯の部分なんですけれども、28年度に設置業務が終わって、29年度、今回の決算に関しては、街灯の光熱水費に関して初めて用意すべきLEDがそろった形での光熱水費になったと思うんですけども、ちょっと私、ページが見つけれないので、そちらから通知していただきたいんですけども、どれぐらい街灯の電気代は減らせたか。

○内山市民サービス課長 決算書でいうと125ページの需用費の中の光熱水費

559万1,713円の部分だと思えます。これにつきましては、防犯灯の電気代が23年から27年にかけて5カ年計画でやったわけなんですけど、平成25年のときは一番高い電気料金として928万6,112円かかっておりました。現在、559万1,713円ということで、約40%の減額の料金となっております。ただし、電気料金につきましては、燃料代費の部分が大きな影響を受けると思いますが、基本的に数字だけ言いますと、約40%の減額というふうになっております。

○濱中委員 現在、一応の計画年度を終了して、一通り全部終わりましたよね。LEDでないところって、まだ残っておるものはどれぐらいありますか。

○内山市民サービス課長 基本的に、平成23年から27年の5カ年で2,184基を整備したわけなんですけど、まだ、地区で自前で設置した蛍光灯式のものとか、区で設置したもの等が残っております。ただし、設置年代が古いものですから、どちらで設置したかどうかというのが不明な部分も何件かございます。担当課のほうで現地で見ながら洗い出したんですが、約200件から250件不明というか、どちらとも言えない蛍光灯の部分がまだ残っているのが現状でございます。

○濱中委員 電気料金の減額を見ると、やはり効果があったのかなという気はしますし、これから数年たてば、これまでの工事をして、かえたときの分も癒えていくぐらいの金額なのかなという気がするんですけども、市以外で設置してある防犯灯に関しても、電気代は市が負担しているというふうに理解してよろしいですか。

○内山市民サービス課長 基本的には中電との契約になりますので、区でつけた分につきましては区のほうと契約をしているのが現状です。

○楠委員 210、211ページの墓地管理費のところなんですけど、ここの近くの保育園の隣の墓地と光ヶ丘の墓地と管理区分が違うということ。

○錦市民サービス課主査 光ヶ丘墓園のほうにつきましては、市のほうが底地のほうを永代使用料という格好で使用权を建てる方に買っていただいて、そして、そこを使っただけというような格好になっておりますけれども、古戸町の白石墓地であったりとか、折橋墓地であったりとか、馬越墓地については、委員会というのを立ち上げまして、そちらのほうで管理していただいております。

永代の使用料というのは取らずに、年間の管理費というような格好で年間5,000円ずつ支払っていただいているというような状況でございます。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○内山市民サービス課長 先ほどの白線の件の補足説明をさせていただきます。

○北村市民サービス課主幹兼係長　先ほど白線の距離、29年度実績ということで御報告させていただきます。全部で1,877メートルの白線を引かせていただいております。

あと、病院前の緊急停車のほうも、公安委員会のほうと協議させていただきまして、実施する際は、交通安全の対策費のほうの市民サービス課のほうで実施するというようなことになっております。

当初、楠委員さんから、三木浦の負担金39万3,293円の件につきまして、電気等は別メーターになっておりますので、三木浦は三木浦、市のほうは市のほうのメーターで管理して、その分を市のほうで払っておるといような状況になっております。

以上でございます。

○濱中委員　病院前のところね、さっきの話と重なりますけれども、実施するのが市であるならば、あそこの線が、ほとんどの方、車を運転される方は、何のためにあそこが停車禁止になっておるかというのは御理解いただいておりますと思うんですけども、やはりたまに見かけますので、昔に思えば随分と減りましたけれども、やはり信号停止のときにあそこへ入ってしまっている方、決してなくなっている方はいないですよ。その必要性であるとか、なぜここにこれがあるのかというあたりが、もうちょっと伝える必要があるかなというふうには感じております。

なので、ああいうもののハードの設置の責任と、もう一つ、ソフト面での市民への交通安全啓発の中でも、そういったあたりぜひ広報していただきたいなと思います。

○楠委員　今、担当のほうから追加の説明があった部分で、個別メーターになっているんだから、負担金というのは逆に何なのかというをお聞きしたいんですけど。

○南委員長　光熱水費で入れなあかんわな、メーターは別やったら。項目を変えなあかんと思います。

○北村市民サービス課主幹兼係長　先ほども負担金のところで、僕が別メーター等々と説明させていただいたので、再度また、この負担金について、資料をまた提供させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○南委員長　決算やもんで、もしメーターが独自であった場合は、これはまずいと思うんさね、負担金では。そこら辺は、きちっとまた検討せんなんのや、これ。決算する立場としたら、なかなか認めにくいと思うんですけど、個別のメーターが上がっておったら、光熱水費で明確に予算計上、決算でも。予算では、多分そのよ

うな形で上がっておって、決算もそうになっていたと思うんですけども、これは見直してもらおうほうがいいと思います。

○内山市民サービス課長 早速資料にまとめて報告させていただきます。

○南委員長 わかりました。

それでは、続けて、議案第59号、国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算の説明を受けたいと思います。

時間的にどのぐらいかかりますか。

(「全款を含めて30分です」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、午前中は説明だけ受けたいと思います。

それでは、課長、お願いいたします。

○内山市民サービス課長 それでは、議案第59号、平成29年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明させていただきます。

歳入比較増減額50万円以上につきましては、全て見込みを上回ったり下回ったりしたことによりますものですから、個別の説明は割愛をさせていただきたいと思えます。

歳出の不用額50万円以上につきましても、同様に全て見込みを下回ったことによるものですので、個別の説明は割愛をさせていただきたいと思えます。

それでは、決算書342、343ページをごらんください。通知をさせていただきます。

平成29年度の決算は、歳入の収入済額合計30億6,541万1,291円に対し、次ページ、344、345ページをごらんください。歳出の支出済額合計、29億747万7,149円で、次ページ、347ページの上段になります。歳入から歳出を差し引いた形式収支は1億5,793万4,142円の黒字決算となりました。この主な要因は、歳入において国の交付金等が見込みを上回ったこと、また、歳出においては、保険給付費、医療費になりますが、の支出が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、348、349ページをごらんください。

歳入の説明です。

1款国民健康保険税につきましては、税務課から説明をさせていただきます。

○吉沢税務課長 1款国民健康保険税は、予算現額3億8,636万9,000円に対して、調定額4億6,518万4,848円、収入済額3億8,624万3,639円となりました。不納欠損額は376万6,155円で、収入済額は7,517万

5,054円であります。

委員会資料14ページのほうをごらんください。

国民健康保険税の不納欠損額調書であります。右下合計欄をごらんください。

55件、20名分、376万6,155円の不納欠損処分を行いました。

次に、委員会資料6ページをごらんください。

こちらは、平成29年度の国民健康保険税の決算概要として、前年度比較を取りまとめた資料であります。

表6の調定額をごらんください。

最下段合計の欄、マーカーの部分をごらんください。

平成29年度の国民健康保険税の調定額は、前年度調定額と比較して2,374万4,829円減少いたしました。調定額の減少は、国民健康保険の加入世帯数、被保険者数の減少や所得割の課税対象所得の落ち込みが原因と考えております。

次に、表7、収入済額をごらんください。

こちらの合計欄をごらんください。

平成29年度国民健康保険税の収入済額は、前年度と比較して2,327万6,653円減少いたしました。

次に、表8、収納率をごらんください。

29年度国民健康保険税の収納率は83.03%と前年度から0.73ポイントと若干減少しております。

次に、資料7ページをごらんください。

こちらには、より詳細な国民健康保険税収納実績表を掲載しております。こちらのほうは、後ほど御参照をお願いします。

決算書348、349ページにお戻りください。

国民健康保険税の内訳を申し上げます。

1款1項国民健康保険税、1目一般国民健康保険税につきましては、予算現額3億7,742万9,000円に対して、調定額4億5,445万133円、収入済額3億7,747万7,280円、不納欠損額は376万6,155円、収入未済額は7,320万6,698円であります。

収入済額の節ごとの内訳につきましては、1節医療費給付分現年課税分から6節の介護納付金分滞納繰越分まで、それぞれ記載の収入済額となっております。

次に、2目の退職者国民健康保険税につきましては、予算現額894万円に対して、調定額1,073万4,715円、収入済額876万6,359円、収入未済額

196万8,356円であります。こちら収入済額の節ごとの内訳につきましては、1節医療給付分現年課税分から次の350、351ページの6節介護納付金分滞納繰越分まで、それぞれ記載の金額の内訳となっております。

国民健康保険税の説明は以上であります。

説明を市民サービス課と交代します。

○内山市民サービス課長　それでは、決算書350、351ページをごらんください。

下の段、2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、予算現額3億8,434万3,000円に対し、調定額及び収入済額は同額の4億1,394万4,120円でございます。

1節現年度分、調定額及び収入済額は同額の4億1,394万4,120円でございます。

2節過年度分、調定額及び収入済額は、ともにゼロ円でございます。

2目高額医療費共同事業負担金、予算現額1,224万5,000円に対し、調定額及び収入済額は、同額の1,224万8,613円でございます。これは、高額医療費の発生による市町保険者の財政運営の不安定を勘案するために行う高額医療費共同事業に対する市町の拠出金に対し、標準高額医療費共同事業拠出金の額の4分の1を国が負担するものでございます。

3目特定健康診査等負担金、予算現額288万2,000円に対し、調定額及び収入済額は同額の302万3,000円でございます。

次に、352、353ページをごらんください。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、予算現額1億2,113万7,000円に対し、調定額及び収入済額は同額の1億4,498万1,000円でございます。

4目国民健康保険制度関係業務準備事業補助金、予算現額1,014万1,000円に対し、調定額及び収入済額は同額の964万4,000円です。これは、国保の県一元化に伴う市の電算システム改修費に対する補助金でございます。

3款1項1目療養給付費等交付金、予算現額6,092万7,000円に対し、調定額及び収入済額は同額の5,584万9,000円でございます。

1節現年度分、調定額、収入済額は同額の5,584万9,000円、2節過年度分につきましては、調定額及び収入済額はともにゼロ円でございます。

4款1項1目前期高齢者交付金、予算現額8億5,906万7,000円に対し、調定額及び収入済額は同額の8億5,906万7,298円でございます。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金、予算現額 1,224 万 5,000 円に対し、調定額及び収入済額は同額の 1,224 万 8,613 円でございます。

2 目特定健康診査等負担金、予算現額 288 万 2,000 円に対し、調定額及び収入済額は同額の 302 万 3,000 円です。

次ページをごらんください。

2 項県補助金、1 目財政調整交付金、予算現額 1 億 2,985 万 5,000 円に対し、調定額及び収入済額は同額の 1 億 1,141 万 5,000 円でございます。

6 款 1 項 1 目共同事業交付金、予算現額 5 億 1,245 万 8,000 円に対し、調定額及び収入済額は同額の 5 億 5,630 万 1,198 円でございます。

1 節高額共同事業交付金、調定額及び収入済額は同額の 3,859 万 1,671 円でございます。

2 節保険財政共同安定化事業交付金、調定額及び収入済額は同額の 5 億 1,770 万 9,527 円でございます。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目基金運用収入、予算現額及び調定額は同額の 4 万 1,000 円でございます。

8 款 1 項 1 目繰入金、予算現額 2 億 1,426 万 3,000 円に対し、調定額及び収入済額は同額の 2 億 1,426 万 2,764 円でございます。

1 節保険基盤安定繰入金、調定額及び収入済額は同額の 1 億 2,561 万 1,764 円でございます。

2 節職員給与費等繰入金、調定額、収入済額は同額の 5,136 万円でございます。

次に、356、357 ページをごらんください。

3 節出産育児一時金等繰入金、調定額及び収入済額は同額の 476 万円です。

4 節財政安定化支援事業繰入金、調定額及び収入済額は同額の 3,253 万 1,000 円です。財政安定化支援事業繰入金は、保険者の責めに期することができない事情、すなわち被保険者のうち、低所得者が多いこと、また病床数が過剰であることにより、医療費が高いことなどにより繰り出しされたものでございます。これらの繰入金は、いずれも一般会計から国保会計への繰り出しが認められたものでございます。

2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、予算現額、調定額及び収入済額は同額の 1 億 5,734 万 8,000 円でございます。

9 款 1 項 1 目繰越金、予算現額 1 億 1,327 万 1,000 円に対し、調定額及び収入済額は同額の 1 億 1,327 万 1,547 円、平成 28 年度から 29 年度への繰越金でございます。

10 款 諸収入、1 項 雑入、1 目 一般分 第三者納付金、予算現額は 558 万 3,000 円に対し、調定額及び収入済額は同額の 558 万 3,548 円でございます。これは、一般被保険者が交通事故等第三者の行為により負傷した場合の保険給付に対する返納金でございます。

2 目 退職分 第三者納付金、予算現額 10 万円に対し、調定額及び収入済額は、ゼロ円でございます。

3 目 一般分 納付金、予算現額 5 万円に対し、調定額は 21 万 3,553 円、収入済額 1 万 5,230 円で 19 万 8,123 円の収入未済額が生じました。これは、一般被保険者の所得区分変更に伴う高額療養費等の返納金です。なお、収入未済額につきましては、30 年度に繰り越しし、現在も引き続き返納、分納をいただいております。

4 目 退職分 納付金、予算現額 198 万円に対し、調定額及び収入済額は同額の 198 万 498 円でございます。

5 目 雑入のうち、1 節、2 節 延滞金につきましては、税務課から説明をさせていただきます。

○吉沢税務課長 1 節 一般分 延滞金 482 万 5,081 円、2 節 退職分 延滞金 1,400 円、これはいずれも国民健康保険税の延滞金収入であります。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○内山市民サービス課長 それでは、下の 3 節 雑入、調定額及び収入済額は同額の 9 万 3,742 円でございます。

次に、360、361 ページをごらんください。

歳出について説明をさせていただきます。

1 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費、予算現額 5,673 万 1,000 円に対し、支出済額は 5,568 万 7,391 円、不用額は 104 万 3,609 円でございます。

12 節 役務費 457 万 6,103 円、主なものは、国保連合会が行う確認事務手数料 201 万 6,344 円、通信運搬費 152 万 6,380 円が主なものでございます。

次ページ、362、363 ページをごらんください。

13節委託料1,034万8,370円、その内訳は、国保の県一元化に伴う市電算システム改修費を含む国保診療報酬等電算委託料1,023万8,891円、国民健康保険被保険者証作成業務委託料10万9,479円でございます。

19節負担金、補助及び交付金402万4,000円、これは総合住民システム利用の負担金でございます。

2目連合会負担金、予算現額105万8,000円に対し、支出済額は100万4,167円、不用額は5万3,833円でございます。

主なものは、国保連合会保険事業負担金46万1,931円、連合会一般負担金53万670円でございます。

2項徴税費、1目賦課徴税費につきましては、税務課から説明をさせていただきます。

○吉沢税務課長 1目賦課徴税費、予算現額727万1,000円に対して、支出済額632万2,099円、不用額94万8,901円であります。内訳を申し上げます。

4節共済費と7節賃金につきましては、総務課説明分でありますので割愛させていただきます。

9節旅費の支出済額3万7,400円は、市外徴収に係る普通旅費であります。

決算書、次の364、365ページをごらんください。

11節需用費の支出済額62万5,126円については、主なものは、業務関連印刷製本費50万円であります。

12節役務費の支出済額90万6,907円について、主なものは、納税通知書などの送付に係る通信運搬費76万6,603円であります。

14節使用料及び賃借料の支出済額23万5,000円について、主なものは、納税相談員3名分の車借り上げ料21万6,000円であります。

19節負担金、補助及び交付金の支出済額107万7,693円は、三重地方税管理回収機構への負担金42万円と納付書共同印刷負担金65万7,693円であります。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○内山市民サービス課長 それでは、3項1目運営協議会費でございます。予算現額52万5,000円に対し、支出済額は27万5,370円、不用額は24万9,630円でございます。国保運営協議会に係る委員報酬が主なものでございます。国保の運営協議会は、国保事業の適切な運営を図るための市町の必置機関でござい

ます。被保険者を代表する委員5名、保険委員、または保険薬剤師を代表する委員5名、公益を代表する委員5名の15名で構成されております。29年度につきましては、3回の開催でございました。

4項1目趣旨普及費、予算現額6万2,000円に対し、支出済額は4万1,032円で、不用額は2万968円でございます。国保のしおり等の印刷手数料でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、次ページ、366、367ページをごらんください。

1目一般分療養給付費等、予算現額15億7,893万6,000円に対し、支出済額は15億1,640万8,100円で、不用額は6,252万7,900円でございます。これは、一般被保険者の医療費でございます。

2目退職分療養給付費等、予算現額4,534万1,000円に対し、支出済額は3,842万4,345円、不用額は691万6,655円でございます。これは、退職被保険者の医療費でございます。

3目一般分療養費、予算現額1,581万円に対し、支出済額は1,580万9,040円、不用額は960円です。主なものは、一般被保険者の療養費1,571万5,619円でございます。

4目退職分療養費、予算現額35万1,000円、支出済額31万3,639円です。

5目支払審査手数料、予算現額513万円に対し、支出済額は458万3,543円、不用額は54万6,457円、主なものは、診療報酬審査支払手数料452万2,741円でございます。

2項高額療養費368、369ページをごらんください。

1目一般分高額療養費、予算現額2億2,273万4,000円に対し、支出済額は2億2,112万4,493円、不用額は160万9,507円です。

2目退職分高額療養費、予算現額1,066万6,000円に対し、支出済額は749万8,998円、不用額は316万7,002円でございます。

3項移送費、1目一般分移送費及び2目退職分移送費は、支出がございませんでした。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、予算現額714万5,000円に対し、支出済額462万2,310円、不用額は252万2,690円です。

次ページ、370、371ページをごらんください。

平成29年度においては、対象者11名に対し、一時金46万2,000円を交付させていただきました。28年度は15名掛ける42万円で630万円を交付しております。29年度につきましては、17名を予定しておりましたが、6名分252万円の不用額が生じたものでございます。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、予算現額250万円に対し、支出済額は170万円、不用額は80万円です。対象者34名の方に1件5万円を支給したものでございます。

3款1項後期高齢者納付金等、1目後期高齢者支援金、予算現額2億7,865万円に対し、支出済額は2億7,864万9,324円、不用額は676円です。

2目後期高齢者関係事務費拠出金、予算現額1万9,000円に対し、支出済額1万8,441円です。

4款1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金、予算現額101万2,000円に対し、支出済額は101万1,198円、不用額は802円でございます。

2目前期高齢者関係事務費拠出金、予算現額2万2,000円に対し、支出済額は2万1,315円。

372、373ページをごらんください。

5款1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金は、支出がございませんでした。

2目老人保健事務費拠出金、予算現額3万円、支出済額7,099円です。

6款1項介護納付金、1目一般分介護納付金、予算現額1億372万6,000円に対し、支出済額は1億372万5,223円、不用額は777円です。

7款1項共同事業拠出金、1目高額共同事業医療費拠出金、予算現額4,898万3,000円対し、支出済額は4,865万6,552円でございます。

2目その他共同事業拠出金、予算現額1,000円に対し、支出済額は322円でございます。

次に、374、375ページをごらんください。

3目保険財政共同安定化事業拠出金、予算現額4億5,616万1,000円に対し、支出済額は4億5,544万814円、不用額は72万186円です。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、予算現額1,443万1,000円に対し、支出済額は1,305万4,242円、不用額は137万6,758円でございます。

主なものは、13節委託料1,161万4,638円、受診者1,294名分の特

定健診の委託料でございます。毎年、受診率が低いことが課題である特定健診につきましては、29年度の受診率が速報値で31.4%、28年度、30.6%と比べると0.8%向上する見込みとなっております。受診率向上につきましては、29年度、新たな取り組みとして、地区の皆様の協力をいただきながら、三木浦、賀田、古江の3地区において、集団健診を実施させていただきました。30年度におきましても、引き続き実施をする予定でございます。また、このほかに30年度からの新たな取り組みとして、集団健診とがん検診の同時実施、国保連合会の事業である受診勧奨コールセンター委託業務、未受診者個別訪問事業を開始させていただいております。今後も受診勧奨の強化、受診しやすい体制の整備など、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、2項保健事業費、1目疾病予防費、予算現額624万2,000円に対し、支出済額は526万4,949円です。

主なものは、次ページ、376、377ページをごらんください。

13節委託料302万9,720円、これは脳ドック検診及びレセプト点検業務委託料でございます。脳ドック検診につきましては、1人あたり単価が2万3,565円のうち、本人負担3割分でございますが7,070円、市負担分、7割分ですが1万6,495円、56人の方が尾鷲総合病院で受診をされました。また、レセプト点検業務委託料は210万6,000円でございます。

19節負担金、補助及び交付金24万6,000円……。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後 0時00分)

○南委員長 続行します。

○内山市民サービス課長 19節負担金、補助及び交付金24万6,000円、主なものは、老人クラブ連合会に対するグラウンドゴルフ大会補助金22万5,000円でございます。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般分及び2目退職分保険税還付金につきましては、税務課から説明をさせていただきます。

○吉沢税務課長 1目一般分保険税還付金につきましては、予算現額230万円に対して、支出済額171万3,678円、不用額58万6,322円であります。

次に、2目退職分保険税還付金につきましては、予算現額36万円に対して、支出済額は3,622円であります。

この二つの科目ともに内訳のほうは、全て23節償還金、利子及び割引料で、税額変更等による国民健康保険税の過誤納付還付金であります。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○内山市民サービス課長 一番下の段になりますが、3目一般分償還金及び還付加算金、予算現額2,733万9,000円に対し、支出済額は2,733万8,826円でございます。

次ページ、378、379ページをごらんください。

平成28年度の国庫支出金の療養給付費等負担金の精算による返還金でございます。

4目退職分償還金及び還付加算金は支出がございませんでした。

10款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、予算現額、支出済額ともに9,710万1,000円でございます。

以上が国保の決算の説明でございます。

○南委員長 ここで、昼食のため、休憩いたします。午後は1時10分から行います。

(休憩 午後 0時02分)

(再開 午後 1時09分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

まず初めに、決算書の本冊の123ページの19節三木浦漁村センターの負担金の説明を再度求めたいと思います。

○内山市民サービス課長 午前中、負担金の説明の中で、電気料金ということで、メーターが二つついておるといような説明をさせていただいたんですが、申しわけございませんでした。これは、三木浦漁村センターには2系統の電気の中部電力との契約がございます。そのうちの1系統分を漁村センターに対して負担金という形で外湾漁協のほうへ支払いをしているものでございます。

○南委員長 わかりました。

よろしいですか。

聞くと、当初は、コミュニティーセンターは、生涯学習の管轄であったということで、生涯学習のほうで計上されておったそうです、電気代については。市民サービスのほうへ変わってからこの形になったということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

それでは、午前中に説明をいただきました議案第59号の国民健康保険事業についての資料の説明を求めたいと思います。

○内山市民サービス課長　それでは、国保の平成29年度決算について、資料をもとにもう少し詳しく説明をさせていただきたいと思います。

担当の小川のほうから説明させていただきます。

○小川市民サービス課係長　平成29年度の歳入歳出決算の内容を円グラフでお示ししたのになります。なお、円グラフの金額につきましては、1,000円未満を四捨五入させていただいております。

歳入総額は30億6,541万1,000円、次ページの歳出総額は29億747万7,000円となっております。

歳入の円グラフをごらんください。

主なものを説明させていただきます。

なお、前年度との比較につきましては、資料の3ページをあわせてごらんください。

まず、国民健康保険税は3億8,624万4,000円、全体の12.6%です。国民健康保険税は、前年度に比べ2,327万6,653円の減、5.6%の減となっています。国民健康保険加入者の減少と所得の低下、低所得者に対する軽減措置の拡充により調定額が減少していることから、保険税収納額も減少傾向となっております。

次に、国庫支出金は5億8,384万1,000円、全体の19%です。

次に、療養給付費等交付金は5,584万9,000円、全体の1.8%です。

療養給付費等交付金は、前年度に比べ3,467万1,000円の減、38.3%の減と大幅な減少となっています。これは、退職者国保加入者の減少等に伴う保険給付費等の減少が要因でございます。退職者国保の制度自体が26年度で廃止となっており、26年度までに加入した方が65歳になるまでの経過措置として、この制度が適用されますが、今後も該当者及び交付金はさらに減少していくものと考えられます。

次に、前期高齢者交付金は8億5,906万7,000円、全体の28%です。これは、65歳から74歳までの方の国保加入率などに応じて、社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金で、国保においては、この年代の加入率が社会保険などと比較して高いので、全保険者間で負担調整を行っています。この交付金は、歳入全体の28%と約3割を占めており、重要な財源となっています。

次に、共同事業交付金は5億5,630万1,000円、全体の18.1%です。これは、県内の各市町が医療費の費用負担を分散、調整するための国保連合会からの交付金です。この交付金の財源は、県内各市町からの拠出金となっています。

次に、繰入金は3億7,161万1,000円、全体の12.1%です。これは、市の一般会計からの繰入金と国保財政調整基金の取り崩し額を合計したものです。

次に、繰越金は1億1,327万2,000円、全体の3.7%です。これは、平成28年度から29年度への繰越金です。

次に、次ページ、歳出の円グラフをごらんください。

主なものを説明させていただきます。

保険給付費は18億1,048万4,000円、全体の62.3%です。これは、医療費10割分のうち、保険者である市が負担する約7割分のほか、高額療養費などの費用です。前年度に比べ7,012万4,828円の減、率にして3.73%の減少となっていますが、歳出全体の62.3%を占めており、保険給付費の増減は、国保会計の財政運営が左右されるほどの大きな経費となっています。今回の減額の主な要因は、国保加入者数の減少が影響していると考えています。

次に、共同事業拠出金は5億409万8,000円、全体の17.3%です。これは、県内の各市町が医療費の費用負担を分散、調整するために、国保連合会に拠出するものです。歳入の共同事業交付金の財源となるものです。

ここで、左下、平成29年度から30年度への繰越金1億5,793万4,000円につきまして説明させていただきます。

これは、見込みよりも国の交付金等が増額となったこと、また、インフルエンザ等の流行を予測し、財政調整基金を取り崩し、支出財源確保をしていましたが、見込みよりも医療費の支出が少なく済んだことが主な要因となります。

なお、これが30年度に繰り越された後、29年度の精算金等を差し引いた残りを30年度において国保財政調整基金として積み立てることになります。

次ページ、上段の表をごらんください。

国保被保険者数及び世帯数についてです。国保加入者は、ほかの健康保険や公務員などの共済組合に加入されている方、また、生活保護を受けておられる方以外を対象としています。平成29年度末では、市の国保加入者数は、全体で4,734人、加入世帯数は3,168世帯となっており、市の人口1万8,167人に対して、約26%の方が国保に加入されていることとなります。平成28年度と比較して320人、率にして6.33%減少しており、加入者数は年々減少傾向で、今後も減

少していくと見込んでいます。

次ページ、上段の表をごらんください。

1人当たり保険税現年度分調定額及び療養諸費費用額の推移についてです。平成29年度の1人当たり保険税現年度分調定額は7万9,113円で、前年度に比べて微増となっています。

次に、1人当たり療養諸費費用額ですが、29年度は43万1,984円で、前年度と比べて1万1,597円、率にして2.76%増加しています。医療費総額としては、国保加入者数の減少などにより減少していますが、1人当たり医療費としては増加しています。

次ページ、上段の表をごらんください。

財政調整基金の推移についてです。市の国保事業は、基金を取り崩し、費用の不足分に充てることで運営している状況にあります。平成28年度末の基金残高1億1,024万2,000円に29年度中に9,710万1,000円を積み立て、1億5,734万8,000円を取り崩しましたので、29年度末の基金残高は4,999万5,000円となりました。

以上で資料の説明とさせていただきます。

○内山市民サービス課長      それでは、最後に決算時における翌年度への繰越金及び財政調整基金の積み立てにつきまして、今後の見込みを説明させていただきます。資料はございません。

平成30年度の当初予算編成後において、基金残高が1,786万2,000円まで減少したことから、31年度の当初予算編成が難しい状況でありました。しかし、今回の29年度決算の結果、国からの交付金等の増加や保険給付費全体額の減少などにより、29年度から30年度へ1億5,793万4,000円を繰り越すこととなり、そのうち1億1,853万7,000円を基金に積み、30年度の補正予算計上後においては1億3,639万9,000円の基金残高が見込めることとなりました。

これまでの国保会計におきましては、国からの交付金等の見込みが困難であったり、歳出全体の約6割を占める保険給付費の増減見込みが困難など、その支払いに充てるために財政基金を取り崩して対応しておりましたが、決算を迎え、見込みよりも保険給付費の支出が少なかった場合など、不用であった財政調整基金の取り崩し分を一旦繰越金として処理し、翌年度に再度、財政調整基金に積み立てるといった流れの会計処理を行っておりました。しかし、国保の県一元化がスタートした平成

30年度からは、当初予算を編成する段階で、一つは、歳入においては県からの交付金額がほぼ確定している。二つ目として、歳出においては、その年度に支払うべき県への納付金額が確定している。三つ目、これまで見込みが困難であった保険給付費については、これまでと同様に年度中の増減はあるものの、葬祭費及び出産育児一時金支払審査手数料を除く部分については、全額県からの交付金が充てられることになったことにより、その財源を確保するために財政調整基金を取り崩す必要はなくなったことなどから、決算時において、これまでのように大きな額の繰越金が発生する見込みはなくなったと考えております。よって、翌年度の補正予算における財政調整基金への大きな額の積み立ても見込めなくなったものでございます。

なお、県へ支払う納付金につきましては、その年度に支払う額は、当初予算編成時には確定していますが、その額はあくまでも概算額です。翌年度に医療費等の実績が確定し、その確定額をもって翌々年度に納付金を精算することとなります。

精算の結果、納付不足分があれば追加で支払わなければならない場合も考えられると考えております。

以上により、今後は決算時における翌年度への繰越金及びそれに伴う財政調整基金への大きな額の積み立ては考えにくいと原課では考えております。今後の国保会計を運営していくに当たりましては、これまで以上に保健事業等を積極的に取り組むことで医療費を削減し、県からの努力者支援制度などの交付金を獲得することにより、財政調整基金の減少を少しでも食いとめることができるよう、また加入者の皆様に納めていただく保険税の上昇を抑制できるように、市としても取り組みを進めていく必要があると考えております。

以上で、平成29年度国民健康保険事業の決算についての説明とさせていただきます。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に御質疑のある方は。

○濱中委員 ことしまでの決算と29年度までの決算と、30年からの県移行で、これまでとこれからの比較というのはなかなかしにくいなと思って聞いておったんですけども、市民の皆様、加入者の一人一人の保険料を上げない努力というのはやはり必要なんやなというのをすごく感じました。

先ほどの説明で、健診も少しポイントが上がったとはいうものの、目標値まではまだ半分ですよね。実は、この次の福祉課のときに中身に関しては詳しく聞こうと思ったんですけども、ハッピーポイントの事業の中で、国保事業の特定保健指導

というものが26年度で対象事業となっておるということが書かれておるんですけども、それ以降、去年まででハッピーポイントの対象事業ってふえていますか。どういふことをされていますか。

○小川市民サービス課係長　　ハッピーポイントの事業につきましては、福祉保健課のほうやっていますので、詳しい内容についてはちょっと申し上げにくいんですけども、国保事業の中における保健事業につきましては、健康手帳ハッピーポイント事業へ乗せられるような事業というのはまだちょっと手がつけられていませんので、そういう現状です。

○濱中委員　　恐らく特に女性なんか、ポイント事業って魅力を感じるものがあった、例えば健診とか、がん検診も含めて、健康になるためのポイントというふうに福祉のほうから聞いておりますので、どういった特典になるかは、福祉のほう詳しく聞かせていただくとは思んですけども、市民の方に、こういうことで自分が健康になる。それにプラスお得感というのがアピールできる材料かなと思うので、福祉と一緒に、こういったものを啓発として取り組んでいただきたいなというのを思います。

それと、あともう一点なんですけれども、県への移管後に、さっき説明では、インフルエンザが少なかつただけでこれだけ医療費が違って来たというのがありますよね。そのあたり含めると、県へ移管した後、当初で決まっておっても、翌々年度でまた負担がぼんとふえるというあたりは、聞かせてもらおうと、やはり疾病防止のほうに力を入れることが大事なのかなという気がしておりますので、防止事業のあたりでどんどん成果が上がるように、これは要望としてお願いしたいと思います。

○南委員長　　他にございませんか。

○村田委員　　ちょっと余分なことかもわかりませんが、課長、今、最後に今後の見通しとかいうことで説明いただいたんですけども、それはわかったんですが、担当課として、今後の見通しということについては今発表されましたけれども、もう少し詳しく説明いただけるんですか、その辺のところ。

○内山市民サービス課長　　今後の見通しとして一番関心があるのは、国保の保険税のことだと思います。このことにつきましては、先ほども説明の中で、昨年度当初予算を組んだ段階で基金が1,700万まで落ち込むという状況を受けて、昨年の末から議会とか国保の運営委員会のほうでも、基金が底をついておるので、30年度は当初予算を組めたとしても、31年度からはどうしても保険税のほうの値上げも含めて考える必要があるという説明をさせていただきました。

そんな中、5月の決算を迎えて、思ったよりも医療費が必要でなかったということや、国からの交付金等が多目に入ってきたこと等によって、繰越金が思ったより見込めたということで、基金も一定の1億1,000万ぐらいまで積むことができました。その中で、5月の国保の運営協議会でも、この決算の結果を報告させていただいて、委員さんからいろいろ意見をいただきました。ただ、担当課としては、先ほど濱中委員も言われたように、30年度からの県移管を受けて、なかなかこれまでのように前年度の対比とか、これまでの5年間の推移を見て、先を見込むということがかなり難しい状況になってきました。また、30年度、県のスタートした段階で、これからどういうふうにそれが影響をして出てくるのか、納付金にしても2年後の精算ということで下がるのか、上がるのかということもまだはっきり見えてこない状況がございます。そんな中で、国保の運営委員さんの中でも、一番負担になる市民の方への説明の中で、そこらの見通しをなかなかはっきり説明できるかどうかというあたりのきつい意見もいただいております。

まだもう少し、担当課としても、今後の長いスパン、2年、3年、本来5年ぐらいのスパンで決算の推移を試算したいと思っておるんですが、とりあえず県移管も始まったことですので、ここ3年ぐらいの決算推移を何とか見込んで、説明できる範囲で、もしそれで保険税で賄わなければならない部分が出てくるとすれば、そこらも十分説明しながら、調整していきたいと考えています。

○村田委員　　大体わかったんですが、保険税で賄わなければいけない部分が出てくるかもしれないという予測なんですけれども、これは県へ移管してからの話ですから、どうなるか、市当局ではなかなか判断できんと思うんですけれども、そんな中でも市の担当として最大限の努力をしなければいけませんから、その辺のところ、市としては具体策というのか、今の段階で無理かもしれませんが、思いがあったら少々お聞かせ願いたいなと思うんですけれども。

○内山市民サービス課長　　30年度からの県移管で一番大きく各市町取り組むべき課題というのは、国とか県からの交付金の獲得について、保険者努力支援制度というのが始まりました。平成29年度から前倒しで一部実行もされておるんですが、各市町が収納率のアップ、それと特定健診の受診率のアップ、それとジェネリックの薬の使用パーセントの率を上げるというような、それぞれの取り組みをすることによって、国とか県から点数が配分されます。その点数と、被保険者の数等によって、県、国からの交付金という形で市のほうへ歳入されるわけなんです、市だけの努力ではなかなか点数の獲得には難しい部分もございます。もちろんうちの広報

も必要なんですが、やっぱり国保に加入されておられる方の特定健診への協力で、国保税の期日内納付等にもうちよつと担当のほうとしても広報することで、何とか保険税の抑止につなげるというような努力をしていく必要があると考えています。

○村田委員　　じゃ、収納率を上げるために、そのぐらいしか今のところの段階ではないのかなと思うんですけれども、収納率を上げるための策というのは、どういうことを考えておられますか。

○内山市民サービス課長　　収納率のアップにつきましては、税務課さんのほうで回答させていただくということによろしいでしょうか。

○吉沢税務課長　　国保税についてなんですけれども、市税の賦課徴収というような、国保税のほうも賦課徴収、それから、後期高齢者の医療保険者のほうの賦課徴収を行っております。

それで、朝の委員会でも説明させていただいたんですけど、滞納整理を結構徹底的にやっておっても、市税のほうは限界点に来ていると。国保税のほうについては、収納率がそれよりもかなり落ちるんですけれども、県内で言ったら、結構ええほうはええほうで、税務のほうの担当部署といたしましては、国保税の納税者の方の担税能力といいますか、例えば住民税でありましたら所得が大きいとか、固定資産税やったら財産のある方とかがあるんですけれども、基本的に国保税の納税者の方については、比較的ほかの税目と違って、かなり厳しい方が多い中で、正直な話、これ以上収納率を上げるとなると、今でも国保税の収納率八十幾つなんですけれども、きついような状況で、具体的な策としては、今でも納税交渉とか、市民の方に結構きついことを言わせてもらっておる部分がありますので、市民サービス課長さんが言ったとおり、国保税も収納率の努力者支援という形で、国からの交付金が上がって、振りかえたら税も上げないかんという論理展開の広報も必要かとは思いますが、賦課と徴収部門においては、正直な話、これ以上収納率を上げるのはかなり厳しいと。具体的な策については、今のところちょっと難しいとしか言いようがないという答えになっております。筒いっばいです。

以上です。

○仲委員　　市民サービス課長の先ほどの説明の中で、かなり重要な説明があったと思うんですけど、30年度の県への移行ということで、30年度以降、繰越金の額が多くは見込めないと。それによって、財調も積む額が少なくなるということだと思うんですけど、そういうことであれば、収入と支出のバランスが狂ったときに、国民健康保険者への値上げ等については、時期を見きわめるというのはかなり難し

いんじゃないかと思うんですけど、どのように考えていますか。

○内山市民サービス課長 おっしゃるとおりで、今でも基金を取り崩しては当初予算を編成して、繰越金をまた基金へ積み立てるといような、言ってみれば繰り返しを行っておるわけなんですけど、現時点での繰越金を見ると、平成31年度の当初予算に6,000万程度取り崩せば、31年度の予算は組める状況です。

ただし、それ以降の状況がなかなか見込みにくいものですから、そうなってくると、基金を取り崩していくにも2年、3年ぐらいしか、もたないのではないかと。ただし、その中で、先ほどから言っている保険者支援努力で、国、県からの交付金を今よりも上乗せして獲得していきなり、先ほどもあったように、毎年200、300という単位で保険者の数が減っていきます。その割には、医療費全体の額は下がるんですが、1人当たりになると、どうしても下がってこない。これは医療の高度化とか、高い薬も市販される場合もございますので、そこら辺の関係もあって、なかなか1人当たり医療費にすると落ちてこない。そうなってくると、1年、2年のうちには国保税の値上げを、今でもそうなんですけど、見越す必要があると考えています。

○仲委員 見きわめが難しいという中で、収入と支出のバランスが崩れて、当初予算にも厳しいと、補正も組めないという状況の中で、例えば一時的な財源の確保の中で県レベルでの借り入れとか、市の借り入れとか、県の指導というのはありませんか。

○内山市民サービス課長 今回、30年度県一元化になって、県のほうも市町への資金の貸付制度というのもございます。ただし、これは不測の災害とかに見舞われて収納率がぐっと下がったりした場合とかに適用されるもので、標準の税率を掛けておって、それで足りない部分の貸し付けというのは、制度上無理というふうに聞いております。また、一旦借り入れすると、今後の再建の計画を立てて、どういうふうに黒字へ持っていくかという計画を立てる必要があるような制度でございます。

○三鬼（和）委員 29年度決算で精査すると、保険税が前年度比で2,300万ぐらい下がって、給付費も7,000万ぐらい前年度比では少なく済んだけど、この部分については、先ほどの説明もありましたように、インフルエンザとか、そういうものが発生した場合は、一遍に上がる確率があるわけじゃないですか。それで、国民健康保険税につきましては、高齢化になるということで、この金額もパイは下がっていくという、これからは保険料を上げない限りは減る一方ですよ。

そういったことで、今、仲委員の質問にも関連はすると思うんですけど、ちょっと不確定、一般財源から繰り入れでかなえれば別ですけど、一般財源もお金が足らんといった中で、もう少し先行きというのか、始まる前に健康増進のための健診ももっと強く言わなあかんというのも確かにそうやけど、病院を抱えておるということを踏まえると、非常にハムレットというか、厳しい事態になってきておるんじゃないかと。

それともう一つ、病院の説明の中では、D P C診療になった場合、医療費、給付費が上がるわけでしょう、この診療報酬でいくと。これから何千万か要るといって、その分も不足するということはもう目に見えておるといことがあるので、市長さんはその辺も理解を当然されておるわね、一番トップに立っておる人やで。した上で、町内病院、市民サービス、保健福祉もあわせた中で、こういった事業をどうしていくかという議論も必要ではないかなと思う、全体的に。どうなんですか、その辺は。

○内山市民サービス課長　先ほど委員おっしゃられた病院のD P C制度によって、病院のほうから増収見込み額というのが出ておりました。その中で、尾鷲市の国保加入者の割合とかという数字も出ておりました。ただし、平成30年度から県へ移管されて、財政が県一元化されたわけなんですけど、その中で、医療費の額というのは、三重県全体で含まれますので、病院の増加額がそのまま市の国保会計のほうへじかに10割影響があるわけではございません。県全体の医療費の増減の中で含まれていく額だと担当課のほうでは考えています。

○三鬼（和）委員　県全体で各市町の負担がどれぐらいになっておるか、今のところわからないので、それ以上の議論はちょっと難しいかなと。

ただ、減るということはないですよ。その分は若干ふえていくというので、最初に係の係長が説明したものの以上に歳出のほうは多目に見る必要があるし、歳入のほうもそういったような形で不確定要素が強いということで運営を考えると、やっぱり保険料の値上げとか、そういったものというのはケースによってどうしていくかということは議論していかなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですけど、議論の仕方については、今のところどうなんですか。国保運協を含めて、課としてはどういう状態なんですか。

○内山市民サービス課長　昨年度の当初予算を組んで基金が減った中で、30年度は当初予算を組めましたが、31年度からのことを考えて、うちの国保の係としては、31年度以降、5年間ぐらいの需要額、どのぐらいまでの額が必要なのかと

いうのを試算もしました。その中で一番大きなウエートを占めるのが、県に納める納付金が5億3,000万ぐらいございます。その5億3,000万が、先ほども申しましたように、医療費によって、2年後の上げ下げになってきます。あくまでも試算の段階ですので、いろんな考え方があると思うんですけども、上がるか下がるかわからない場合は、当然前年度並みの見方をして試算をするような考えで、一応試算をしております。一番大きなところは、納付金の5億3,000万の部分です。ただ、それが平成30年度県移管してスタートしたところですので、今後、どういう動きになるのか。被保険者数も年々5%程度落ち込む中で、上がるということはなかなか考えられにくいというような意見もございます。そこらで試算をしておいて、検討しておるとというのが今の現状です。

○三鬼（和）委員　委員会とか市議会、議会が入っていないということがありますので、こういった試算したりとか、変化とか取り組みについて進める時期が来たら、早目に議会のほうでも、この場合は意見交換というのか、情報をいただいた上で、多角的に議論というのが必要じゃないかと思うので、委員個々にも考えを持っておられる方も多いと思うので、そういった情報提供というのに努めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小川委員　まず、資料の最初の1ページのところで、共同事業交付金と、歳出で共同事業拠出金というのがありますけど、この額がざくっと5,200万ぐらい差がありますけど、共同事業って、県へ行ったらなくなるんですよ。5,200万ぐらい、はね返ってくるのかどうか、まず国保税に。

○小川市民サービス課係長　今、小川委員が言われたとおり、この共同事業というのは、30年度県一元化された後というのはなくなってしまいます。これは29年度までにつきましては、国保連合会が主体となって、県内の医療費全体を各市町それぞれでカバーし合おうというふうな事業なんですけれども、各市町から拠出金を出して、それをもとに各市町に交付金を交付するという事業でした。うちのようなところは、拠出金の金額のほうが少ない、交付金の金額のほうが多いというのは、医療費が多いという点と、あと人口も少ないので、人口が多くて医療費の少ない市町から医療費を負担してもらっておったと、そういう形で交付金のほうが多く受けられておったという形になっています。

30年度からどうなるかといいますと、この事業自体がなくなるので、県内各市町での助け合いというのがなくなるのかというと、そうではなくて、その部分につきましては、県が各市町に納めなさいよって通知をしてくる納付金額を算定する上

において、そこで各市町の今まで共同事業として助け合いをしていた部分を反映させて、各市町に納付金を割り振っているというような県の説明がありますので、事業名としては完全になくなってしまっているんですけども、考え方としては、納付金の中で生きていると考えていただけるとよろしいかと思うんですが。

○小川委員　それと、先ほど保険者努力支援制度、今、生涯学習のほうで健康増進でプールとかに通っている方も見えますけど、そういうのって加点されるんですか。

○内山市民サービス課長　加点の項目の中には、国保被保険者を含む高齢者などの居場所づくり、生きがい健康づくりなどの住民主体の地域活動を国保部局として支援しているかどうかというのが点数の評価になります。

そんな中で、うちとしては、老人クラブの行うグラウンドゴルフの項目を上げて申請をしておりますので、そこで点数をとっておりますので、プール事業とか、なん項目も上げて、基本的には点数は同じです。

以上です。

○小川委員　最後にもう一点だけお願いします。

決算書の363ページの国保診療報酬等電算委託料、レセプトのことだと思うんですけども、これを委託している上で、医療費の削減ということで先ほども言われましたけど、ジェネリックの差額通知でかなりパーセントも上がっていると思うんですけども、ほかに重複診療であるとか、重複薬剤とか、それもレセプトによってわかると思うんですけど、そういう保健指導とかはどうなっているのかなと思ひまして。

○小川市民サービス課係長　重複診療の関係につきましては、国保連合会から重複診療の方の対象のリストというのが毎月出されます。それに基づきまして、レセプトを1件ずつ抽出しまして、点検業者さんのほうで内容を確認していただきまして、重複で服薬、お薬を幾つかの病院で処方されて、幾つかの薬局でいただいておりますような方につきましては、個別通知を差し上げて、個別訪問まではまだ至っていないんですけども、個別通知を差し上げて、連絡を待つというような形で、29年度から対応させてもらっています。

○野田委員　先ほど課長のほうから、1人当たりの国保の費用額ということで、43万1,984円ということで、28年度、42万387円ということで、三重県下で2番目の数字なんですよね。

先ほどDPCのこともあって、ジェネリックの話もしていただきましたけれども、横の

関係というんですか、要は市民サービスさんがジェネリックといっても、病院との関係がありますから、使用というか、執行の部分では。そこら辺の横の連携という形はされているんですか。

というのは、尾鷲総合病院のジェネリックの利用率というのは60から65%なんです。紀南病院については95%から、そういうシステムがやられておるんですよ。紀北町は、医療費というのは1番なので、三重県下で。尾鷲が2番、ただし、南部のほうは非常に低い医療費なんです。そういうところも含めて、ジェネリックの話をされたもので、横断的、横のつながりはどうなのかなということをお聞きしたいと思うんです。

○内山市民サービス課長 国保担当者としましても、医師会様への役員会とか、月1回ございますので、そちらへお邪魔して、国保の制度の話とか、ジェネリックの使用によって交付金もありますというような説明はさせていただいております。

○野田委員 今言ったように、被保険者数が減少している。そして、給付費用が減っている中でも1人当たりが多いということは、ただ、そののところだけ検証する段階じゃないわけですよ。そこら辺の、今言ったように、紀北医師会さんとの話とかとありましたけれども、そこら辺のウエート底辺を広げていかないと、これは克服できないということを私は思っていますので、そういうことをまた今後ともよろしくをお願いします。

以上です。

○濱中委員 私もジェネリックを聞こうと思っておったんですけども、ジェネリックの通知をし出して数年たつと思うんですけども、それをする前と今とでは、どれぐらい割合が違って来たかというのは、データはありますか。

○小川市民サービス課係長 ジェネリックを通知し始めてからの効果額という資料は今手元にないんですけども、保険者努力支援制度の中でも、ジェネリックの使用率につきましては評価される項目ではあります。参考までに、30年度の評価の中においては、28年度実績で評価されているんですけども、尾鷲市の28年度実績、ジェネリックの使用割合というのが66.16%ということになっています。ただ、それが加点に結びついているかどうかというと、そこまではまだ行っていない現状なんです。

○濱中委員 保険者努力義務は、本当に一人一人の方の意識を変えることが大事なので、どこが加対象かというあたりの情報も含めて、市民に共有していただく、そういう形が必要かなと思うのと、あと、それからさっき課長の説明の中で、DP

Cとかケア病棟で売り上げが上がる分のところの影響額を出してもらって、予算のときの病院のほうで説明をしていただいて、ただ、それが医療費負担分としては県へ全部入ってしまうのでという説明でしたよね、県の中でという。県から支払われる部分に入ってしまうのでというふうにとったんですけれども、だけど、結局ここからの負担分を決めるときには、尾鷲市内の療養費としての中に入ってくるわけですよ。この間の試算では約1億円弱というふうになりますので、そこが足されるのは結構大きいのではないかなというような感想を持っておったんですが、そうではないですか、違いますか。

○内山市民サービス課長 先ほど言わせていたのは、直接病院から出ている数字がそのまま直で尾鷲市の国保会計に影響する額ではないというふうな考えで言わせていただいたものです。

納付金を考える中では、三重県全体の医療費の増減によって、各市町の納付金の額というのが反映されますので、先ほどの説明にもあったように、基本的には、まだ共同事業のように、財政力の強い大きな北のほうの市町に南のほうは助けてもらっているという状況がまだ制度移行してから多少残っているのが今の制度です。これがだんだん医療費の水準とかによっても係数がどんどん反映されなくなってくるようになっていくとは聞いていますので、当然各市町、それぞれの医療費が上がれば、それも納付金へ反映されるというふうにはなると思います。

○濱中委員 そうしましたら、尾鷲市の成績がすぐに反映されるわけではないところに向かっているということですね。全体の額としてならしていこうというのが県の方針ということですね、簡単に言えば。違うんですか。

○小川市民サービス課係長 尾鷲市の国保分で幾らふえますよという、病院のほうは試算を出されておると思うんですけど、それは、尾鷲市分でそれだけふえるということは、県全体分でもそれだけふえるという形になります。県は、県全体分の医療費を試算して、それに対する歳入、国やらの交付金を差し引いて納付金を案分してくるんですけども、なので、尾鷲市分で1億ふえたとしたならば、それが尾鷲市の納付金が1億ふえるとか、そういうダイレクトには反映はしてこないけれども、ただ、影響額はあるとは思いますが。

○濱中委員 ということは、やはり尾鷲市が病院に限らず、ほかの開業医さんに関しても、薬に関しても、抑制のほうに向かって努力する必要は必ずあるというふうに判断すればよろしいわけですね。

○小川市民サービス課係長 今、濱中委員が言われたとおり、医療費の抑制に努

めていくというふうな方向に向かわないとだめだと思います。

○奥田委員 皆さんと同じような意見になるんですけど、1件教えてほしいんですが、資料4ページ、1人当たり保険料調定額、29年、7万9,113円、負担額というふうに考えたらいいのかな。これは三重県下の29市町の中ではどのくらいなんですか。

○小川市民サービス課係長 29年度の7万9,113円という調定額が県内で何位かという、まだ結果というのは今わからない状況です。

○奥田委員 大体どんなものですか。例えば28年度だったらわかりますか。

○内山市民サービス課長 はっきりしたあれはまた後ほど説明させていただきます。たしか25番とか26番だったと記憶しております。下のほうだと思います。

○奥田委員 だから、低いでしょう。だから、尾鷲市の1人当たりの国保の負担額は低いと。ただ、先ほど野田委員も言われたように、療養費、病院代は三重県下で2番目に高いという中で、先ほど小川委員も言われておったように、共同事業交付金もなくなってくる。5,200万の差は当然出てきますよね。そういう中で県がどうしていくのかというのは、一元化して尾鷲市にとってメリットがあるとは僕は思っていないんですよ。当然思っていない、僕は。

だから、当然僕は近い将来国保税は尾鷲市として上げざるを得んのかなと見ておるんやけれども、特に一元化するということは、29市町の状況というのは県でも透明化されるわけじゃないですか、見えるわけですよ、29市町が。そうなってくると、尾鷲市さん、あなたのところは、1人当たりの国保は納めておるのは低くせに、病院代はただやないかなと。それは言いますよ、都市部は。津とか四日市は言うんじゃない。そういう状況の中で、県がいつまでも、あそこは過疎地やもんで、負担したらなあかんですよと。だったら、保険料を上げたらええやないかと当然言いますよね。だから、僕はその辺のところというのは、甘い見方はしていないんですよ。だから、課長はまだまだ県の動向も見えんもんでとか、さっき言いませんでした。値上げとか、そういうのはすぐはないやろうという言い方をされていましたが、僕は逆にシビアに県もしてくると思いますよ。そう感じません。

○内山市民サービス課長 先ほどの平成28年度の保険料(税)の三重県の順位なんですけど、1世帯当たりですと、29市町中25位です。1人当たりになると23位という、28年度の実績で出ております。

先ほど奥田委員の言われたように、担当課としても、県はもちろん、保険者努力支援制度でもわかるように、頑張った市町には交付金を多くあげますというか、配

分しますと。何も努力していない市町には、当然それなりの交付金しかおりにこないというような制度に30年度から移行したわけで、決して楽観視しているわけではございません。

ただ、保険税を上げるにしても、じゃ、何%程度の上げ幅でいけばどのぐらい国保会計が安定していけるのかというあたりの試算に苦労しているというか、説明資料を整えておるといふようなところでございます。決して楽観視しているわけではございません。

○奥田委員　確かに担当課も楽観視は決してしていないと思うんですよ、大変だと思うんです。不透明なところもありますし、ただ、僕は県はシビアにしてくるなという気はします。だって、病院だってそうでしょう。病床数も減らしてくるわけで。かなりシビアに来ますよ。だから、その辺のところを。ですから、療養費も43万2,000円で、今、尾鷲市の9月1日現在で高齢化率、一般質問でも言ったけど、65歳以上の人口は42.6%、過去最高なんですけれども、今後ますます高くなるでしょうね。だから、療養費も上がってくるんじゃないかなという感じはするので、大変ですよ。

○内山市民サービス課長　年齢構成にもよるんですが、75歳以上には、国保のほうから後期高齢のほうへ移行される方も、逆三角形の形の年齢構成になっておると思いますので、国保の加入者の減と後期高齢の移行の数も上がってくると思いますので、そこらも含めて検討させていただきます。

○奥田委員　そういう意味で、1人当たりの療養費がどんどん上がっておるにもかかわらず、尾鷲総合病院の収益が落ちておるといふのは、僕はわからんやけど、意味がわからんのですよ。DPCをやる前にもっとやるべきことはあるんじゃないかなと僕は見ておるんですけど、それ以外の要因が結構あるはずなんですよね。済みません、ちょっと余計なことを言いました。終わります。

○三鬼（和）委員　ジェネリックの先ほどの中で単純なことなんやけど、紀北医師会とかがって話が出て、影響的には、医師会もこの流れなのかどうかわかりませんが、私の場合だと、自分が行っている調剤薬局さん自体が、ジェネリックが出るたびに、今もらっているのと、新しくジェネリックがこうなりましたよって、どうしますかって、支払いの費用のことを、自分の負担分もありますので、丁寧に説明してくれるわけです。内容等を聞いたりとかして、説明的に何も変わらんとすると、ジェネリックでええよというような判断をするんですけど、そういった動きというのか、市全体の。どうなんですか、そういったことも調査されておるか、そこを説

明していただいたりとかを含めて、それは金額が高いほうが薬局にしてでもどこでも自分のところの利益というは大きいと思うんですけど、どうなんですか、その辺。

○内山市民サービス課長　　ちょっと話は違うかもわからん。以前、小川委員のほうからも一般質問の中で、残薬対策という提案もいただきました。うちのほうも、尾鷲市の薬剤師会の会長さんのところへ事情を聞きに行くと、薬剤師会さんのほうでも、服薬指導なりをすると、保険のほうで点数がおおりるということで、当然ジェネリック等の対策も各薬局さんのほうで指導していただいております。

ただし、処方箋につきましてはお医者さんの判断もございますので、余り立ち入れない部分もあるとは思いますが、患者さんというか、お薬を取りに来られる方には、そういうふうなお話もしていただいて、ジェネリックへの転換を働きかけてもらっているというのは聞いております。

○三鬼（和）委員　　あれを見ると、薬の名前は書いてありますが、その名前によって製薬会社が決まってくるというところもあろうかと思うんです。ネットとかで調べると、これとこれは同じということもありますので、残薬であるとか、そういったことも含めて、あと、病院でもらう診療の明細と調剤で調薬してもらうのを見ると、病院よりも調剤師さんのほうの指導のほうが高額のように思うので、そこで機能するかせんかはジェネリックを使っていただくという意味では大きいのではないかなと気がついたので、今質問したんですけど、そういった取り組みをされないよりされるほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、どうですか、今後。

○内山市民サービス課長　　先ほどの残薬の関係と重複するんですが、薬剤師さんのほうも市のほうの国保としても、広報等を使って、うまく税へも影響される、医療費も抑えられるというような効果をどんどんPRしたほうが、積極的に広報を使ってPRしてくれというようなお話はいただきました。

○濱中委員　　以前に議会のほうからも要請して、運営協議会のほうの議事録を載せていただいておりますよね。それも拝見いたしました。その中では、やはり値上げはやむなしであっても慎重にというような言葉もありましたよね。私が見たのが、1回分しか見ていないのかなと思う。今年度は、その後はまだ開かれていないんですかね。

○小川市民サービス課係長　　今年度につきましては、6月と8月に2回開催させてもらっています。

6月の議事録につきましては、ホームページ上に載せさせてもらっていると思いますので、8月の議事録につきましては、今決済中でして、まだ議事録としてはア

アップしていないんですけれども、委員さんからは、今回の8月につきましては、保険税の税率改正についてのお話というのは特にはしてなくて、決算についてのお話をさせてもらっています。ただ、繰越金がたくさん出ましたというお話をさせていただいたのと、いつもですけれども、今、課長が今までお話しさせてもらっているように、医療費が高いのはわかるけれども、負担が上がるのはやっぱりというところの御意見というのはいつもいただいているところです。

○南委員長 議案第59号についての審査は終わります。

ここで10分間休憩します。

(休憩 午後 2時08分)

(再開 午後 2時16分)

○南委員長 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

次に、議案第60号、平成29年度尾鷲市後期高齢者歳入歳出決算の説明を求めます。

○内山市民サービス課長 それでは、議案第60号、平成29年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の説明をさせていただきます。

決算書384、385ページをごらんください。通知をさせていただきます。

平成29年度の決算は、歳入の収入済額合計6億4,920万1,188円に対し、386、387ページをごらんください。

歳出の支出済額合計は6億4,358万3,479円、歳入から歳出を差し引いた形式収支は561万7,709円となっております。

次ページの388、389ページをごらんください。

歳入の説明です。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、税務課から説明をさせていただきます。

○吉沢税務課長 1款後期高齢者医療保険料の予算現額は1億9,376万5,000円に対して、調定額1億9,710万7,179円、収入済額1億9,318万4,537円、不納欠損額5万8,987円、収入未済額386万3,655円であります。

委員会資料15ページをごらんください。

これは、後期高齢者医療保険料の不納欠損額調書であります。右下の合計欄をごらんください。

平成29年度は7件、7名分、5万8,987円の不納欠損処分を行いました。

次に、委員会資料の8ページをごらんください。

こちらは、後期高齢者医療保険料の前年度比較についてあらわしております。

まず、表9、調定額をごらんください。

こちらの合計欄をごらんください。29年度後期高齢者医療保険料の調定額は、前年度対比で574万8,896円増加いたしました。内訳では、特別徴収が増加、普通徴収が減少しておりますが、増額のほうが多いため、全体的には増加しております。この調定額の増加につきましては、被保険者数の増加や平成28年度の保険料改定により、均等割額、所得割額とも増加したことが要因であります。

次に、表10、収入済額をごらんください。

調定額の増加と比例して、収入済額も増加しております。

次に、表11、収納率をごらんください。

これも合計欄をごらんください。後期高齢者医療保険料の収納率は98.0%と前年度から0.8ポイント減少いたしました。後期高齢者医療保険料の前年度比較は以上であります。

なお、委員会資料9ページをごらんください。

こちらには、より詳細な保険料の収納実績表を掲載しましたので、後ほど御参照ください。

説明のほうを市民サービス課と交代いたします。

○内山市民サービス課長　それでは、388ページ中段でございます。

2款1項1目繰入金、調定額及び収入済額は同額の4億1,561万9,644円でございます。

1節事務費繰入金、調定額及び収入済額は同額の3億2,622万4,000円でございます。

2節の保険基盤安定繰入金、調定額及び収入済額は同額の8,939万5,644円でございます。

次に、3款諸収入、1項、2項につきましては、税務課長より説明をさせていただきます。

○吉沢税務課長　1目延滞金につきましては、予算現額1万2,000円に対して、調定額及び収入済額は同額の4万6,800円であります。これは、後期高齢者医療保険料の延滞金であります。

次に、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金及び還付加算金につきまし

ては、予算現額 120 万円に対して、調定額及び収入済額は同額の 116 万 4,157 円であります。これは、市が本人に支払った後期高齢者医療保険料の還付金及び還付加算金に対する広域連合からの収入であります。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○内山市民サービス課長　　続きますして、3 項 1 目雑入でございます。調定額及び収入済額は同額の 2,159 万 4,261 円です。これは、28 年度の療養給付費負担金の精算金でございます。

4 款繰越金、次ページ、390、391 ページをごらんください。

1 項 1 目繰越金、調定額及び収入済額は同額で 1,759 万 1,789 円でございます。これは、28 年度から 29 年度への繰越金でございます。

次に、392、393 ページをごらんください。

歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、支出済額は 869 万 341 円、主なものは、19 節負担金、補助及び交付金 311 万 2,000 円で、総合住民システム利用負担金でございます。

2 項徴収費につきましては、税務課からの説明とさせていただきます。

○吉沢税務課長　　1 目徴収費、予算現額 175 万 1,000 円に対して、支出済額は 128 万 5,306 円で、不用額 46 万 5,694 円であります。支出済額の内訳を申し上げます。

7 節賃金につきましては、総務課説明分であるので割愛させていただきます。

11 節需用費の支出済額は 12 万 6,387 円で、事務用消耗品と印刷製本費であります。

次に、394、395 ページをごらんください。

12 節役務費の支出済額は 37 万 5,494 円、主なものは、納入通知書等送付の通信運搬費 33 万 5,869 円であります。

14 節使用料及び賃借料の支出済額は 2 万 4,000 円、複合機使用料であります。

19 節負担金、補助及び交付金の支出済額は 54 万 4,153 円で、納付書共同印刷負担金であります。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○内山市民サービス課長　　それでは、引き続き 394 ページ中段の 2 款 1 項 1 目広域連合負担金でございます。支出済額は 5 億 9,887 万 4,097 円、不用額は

565万9,903円です。

19節負担金、補助及び交付金の内訳につきましては、備考欄をごらんいただきたいと思います。

次に、3款諸支出金、1項につきましては、税務課から説明をさせていただきます。

○吉沢税務課長 3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金及び還付加算金につきましては、予算現額120万円に対して、支出済額116万4,157円、不用額3万5,843円であります。

次の396、397ページをごらんください。

内訳のほうは、23節償還金、利子及び割引料で、保険料変更等に伴う過誤納付還付金であります。不用額につきましては、償還金の支出の確定については、年度末でありますので見込みが難しいところから、予算見込みについては若干余裕を持って見込んでおります。そのようなことから、不用額となったものであります。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○内山市民サービス課長 それでは、2項繰出金、1項一般会計繰出金です。支出済額は3,356万9,578円、不用額は1,422円でございます。これは、療養給付費負担金の精算及び事務費繰入金の精算分として、一般会計に対し繰り出しを行うものでございます。

以上、平成29年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

○南委員長 ありがとうございます。

後期高齢者について御質疑のある方は。

○濱中委員 さっきの最初の質問とちょっとかぶるところもあるかと思うんですけども、一般会計と特別会計の繰り入れ、繰出金の状況のところ、後期高齢者のところでも、29年度と28年度で増減がありますよね。どういった影響でこういった多い少ないというふうに考えればいいのかと、教えてもらえますか。

○内山市民サービス課長 それでは、資料として、決算参考資料のほうを発信させていただきます。

濱中委員さん、発信していただいた。

○濱中委員 そうです。

○内山市民サービス課長 下に一般会計からの、これの要因ということでしょうか。

○濱中委員 金額が幾ら上がって、こうですよということは書いてもらっているやけど、その原因ですね。何でこうやって上がったのか、下がったのかというのは分析されておるのかなという話。

○内山市民サービス課長 繰り入れ、繰り出しの関係につきましては、一番大きな要因としましては、人件費の部分が要因として考えられます。年度当初の職員の異動等によって、人件費に対する繰り入れ、繰り出しの増減が主なものと考えています。

○濱中委員 そうしますと、一口に繰入金といっても、病院への繰り出しのような、そういった感じではないと考えればいいのか。

というのは、やっぱり一般会計で負担する部分を抑制するほうがよい場合と、きちっとここを手当てすることによって、先ほどまで言っておいた予防事業であるとか、被保険者を支える部分であるとかということを手厚くするというものであるのかというのがわかると、ここの数字の判断ができるなと思ったので、そのあたりをお聞きしたいなと思ったんです。

ただ単に幾ら一般会計が大変やからといって、ここを圧縮して済むものではないという性質のものですね、そうしたらね。

○内山市民サービス課長 基本的には、法律上認められた繰入金というのと、法定外というのがございます。赤字を埋めるために一般会計からの繰り入れが行われる場合は、法定外繰り入れといまして、県制度によっては、それが2年続くと赤字再建計画を立てなあかんというような制度になっておりますので、そういうことでございます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 他にないようですので、市民サービス課の所管を終了させていただきます。ありがとうございました。

引き続き福祉保健課。

暫時休憩します。

(休憩 午後 2時29分)

(再開 午後 2時32分)

○南委員長 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

次に、福祉保健課、歳入歳出決算の説明を求めます。

○三鬼福祉保健課長　　よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第58号、平成29年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について、福祉保健課に係る分を御説明いたします。

歳入については、会計管理者より御説明がありましたので、歳出について御説明いたします。

決算書の150、151ページをごらんください。通知させていただきました。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、予算額に対し8億9,992万1,985円を支出し、不用額は118万4,015円でした。

支出の内訳として、7節賃金354万403円の支出は、臨時福祉給付金事業に係る臨時職員賃金でございます。

以下、支出済額の主なものとしましては、11節需用費は132万5,930円で、次のページをお願いいたします。上段に福祉保健センターの消防用設備などの修繕費が23万3,280円となっております。

12節役務費265万472円は、臨時福祉給付金に係る通信運搬費が94万5,054円、福祉医療費助成事務共同処理手数料78万9,902円が主なものでございます。

13節委託料2,276万3,000円は、臨時福祉給付金システム構築委託料のほか、社会福祉協議会に委託している福祉保健センター指定管理料が1,893万9,000円、これが主なものでございます。

また、結婚支援事業委託料26万円は、結婚を希望する方を支援する人材を養成し、婚活イベントを通じて結婚支援に係る人づくり、組織づくりを進める目的で婚活イベントを2回開催し、6組のカップルが成立いたしました。

続いて、19節負担金、補助及び交付金5億9,053万8,500円は、紀北広域連合分担金4億6,476万3,000円、次のページをお願いいたします。社会福祉協議会運営助成金5,568万円、臨時福祉給付金6,864万円が主なものでございます。

23節償還金、利子及び割引料1,256万円の支出は、臨時福祉給付金事業に係る前年度精算金でございました。

続いて、2目障害福祉費、予算額に対し8,273万18円を支出し、不用額は201万9,982円でした。

主な支出については、次のページをお願いいたします。

19節負担金、補助及び交付金470万815円の支出は、紀北地域障がい者福

祉計画の分担金 1 4 7 万 9, 6 0 0 円、社会的事業所創業支援モデル事業補助金 1 8 0 万円、障がい児療育等支援事業補助金 1 2 1 万 7, 2 1 5 円が主なものでございました。

2 0 節扶助費 7, 6 7 4 万 4 2 円の支出は、特別障害者手当等給付費 1, 1 0 1 万 4, 1 2 0 円、心身医療費助成金 6, 5 4 6 万 8 8 2 円などでありました。

3 目自立支援給付事業、予算額に対し 3 億 5, 1 2 1 万 2, 8 4 5 円支出し、不用額は 7 2 7 万 2, 1 5 5 円でした。

不用額の主なものは、2 0 節扶助費の 6 4 9 万 4, 1 0 6 円で、これは居宅介護や生活介護など、各事業の利用者数や利用日数が見込みを下回ったなど、2 1 にわたる事業の積み上げによるものでございます。

主な支出は、1 5 8 ページ、1 5 9 ページ、次のページをごらんください。

1 3 節委託料 2, 3 0 5 万 2, 0 5 7 円で、移動支援事業委託料 2 8 8 万 7 0 1 円、紀北地域障がい者相談支援センター事業委託料 1, 8 4 3 万 6, 4 5 8 円が主なものでございました。

次のページをお願いいたします。

2 0 節扶助費です。3 億 1, 5 7 1 万 8 9 4 円は、居宅介護事業費や日常生活用具給付事業など、1 6 3 ページまでにわたって障害者の生活を支え、社会参加を促進する 2 1 の事業費でございます。

次のページ、1 6 2、1 6 3 ページをお願いいたします。

4 目老人福祉費、予算額に対し 9, 9 7 6 万 1, 5 3 7 円を支出し、不用額は 1 9 8 万 1, 4 6 3 円でした。

不用額の主なものは、1 3 節委託料の 1 5 3 万 3, 3 4 3 円で、養護老人ホーム聖光園の市内入所者が見込みを下回ったものによるものでございます。

主な支出は、次のページをお願いいたします。

1 3 節委託料 8, 4 3 4 万 7, 6 5 7 円は、緊急通報システム管理委託料 3 5 9 万 4, 3 4 8 円と養護老人ホーム聖光園指定管理料 7, 7 9 2 万 4, 7 8 9 円であります。

1 5 節工事請負費 3 4 6 万 6, 8 0 0 円の支出は、養護老人ホーム聖光園の居室 1 0 室分の空調機を取りかえたもので、1, 0 5 0 室を平成 2 7 年度から 5 カ年計画で更新しております。

1 9 節負担金、補助及び交付金 4 8 0 万 2 0 0 円の支出は、老人クラブ連合会への助成金及びシルバー人材センター運営補助金でございます。

20節扶助費591万9,060円の支出は、老人福祉施設入所者措置費でございます。

続いて、166、167ページ、次のページをごらんいただきます。

6目行旅病人及び死亡人取扱費は、予算額25万1,000円に対し、対象者がなく、支出はございませんでした。

次に、7目子ども医療費は、予算額3,132万円に対し3,126万8,856円を支出し、不用額が5万1,144円でした。

主な支出は、20節扶助費3,088万1,926円は、子ども医療費助成金で、対象児童が1,145人、助成件数は1万5,487件でございました。

続いて、8目介護保険費、予算額に対し2,781万5,615円を支出し、不用額は1,074万3,385円でした。

不用額の主なものは、次のページをお願いいたします。

13節の委託料の888万6,200円で、一般介護予防事業の対象者が見込みを下回ったことによるものでございました。

主な支出は、13節委託料1,441万1,800円は、社会福祉法人長茂会ほか、市内4事業者と委託契約を結び、高齢者の一般介護予防事業を実施したものでございます。また、任意事業の委託料は、食の自立支援事業として、高齢者の安否確認を兼ねた配食サービスを市内の4事業者に委託して実施いたしました。

20節扶助費361万7,750円は、要介護4及び5の高齢者を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ等の購入券を交付する介護用品給付費でございます。

170ページ、171ページをごらんください。

10目生活困窮者自立支援事業は、予算額に対し787万4,500円を支出し、不用額は20万1,500円でした。

主な支出は、13節委託料699万5,500円でございます。

続いて、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、予算額に対し3億714万1,951円を支出し、不用額は104万3,049円でした。

主な支出については、次のページで御説明いたします。

13節委託料は1,719万4,200円の支出で、内訳は、市内2カ所で開設している放課後児童クラブ運営委託料986万1,000円のほか、尾鷲第4保育園建設に係る監理業務委託料639万3,600円などございました。

次のページをお願いいたします。

15節工事請負費2億6,586万3,600円は、尾鷲第4保育園新築工事費で

ございます。

18節備品購入費568万9,895円は、尾鷲第4保育園建設に伴い購入した机、椅子等の費用でございます。

20節扶助費221万5,000円は、多子世帯支援給付費でございます。

続いて、2目の児童措置費、予算額に対し7億2,969万3,810円を支出し、不用額を211万3,190円でした。

不用額の主なものは、20節扶助費の186万260円で、児童手当が見込みを下回ったことによるものでございます。

主な支出は、次のページで御説明いたします。

13節委託料1,208万円のうち、地域子育て支援センター事業は、尾鷲民生事業協会に委託をして実施したもので、尾鷲第2保育園に併設するちびっこ広場に未就学児の親子85組が参加して実施いたしました。

19節負担金、補助及び交付金7,182万9,886円は、認可保育所に対する特別助成金、延長保育、障害児保育等の各補助金と尾鷲第2保育園などに対する元利補給金でございました。

次のページをお願いいたします。

20節扶助費です。支出済額は6億4,377万9,740円で、内訳は、保育所運営費が4億5,429万3,740円、残りが児童手当等でございます。

3目母子福祉費、予算額に対し1億51万6,093円を支出し、不用額は190万5,307円でした。

不用額の主なものは、20節扶助費の94万4,396円で、一人親家庭等医療助成金や児童扶養手当が見込みが下回ったことによるものでございます。

支出の主なものは、20節扶助費9,984万6,604円で、一人親家庭等医療助成金が対象となる保護者202人、子供が312人に対し、1,354万4,060円を支出しました。また、児童扶養手当は、対象となる一人親168人に8,630万2,540円を支出しました。そのうち、父子家庭の父親は18人でした。

続いて、3項生活保護費、1目生活保護総務費、予算額に対し2,562万8,010円を支出し、不用額は59万1,990円でした。

次のページをお願いいたします。

支出の主なものは、13節委託料380万6,220円で、被保護者就労支援事業委託料は339万1,500円でした。

続いて、2目の扶助費、予算額に対し3億4,964万1,806円を支出し、不用額は2,415万2,194円でした。

20節扶助費のうち、医療扶助費と生活扶助費が見込みを下回ったことが原因でございます。

支出の内訳は、20節扶助費3億2,757万9,341円は、生活保護の被保護世帯に対し、国の定める基準に従い、各種の扶助料を支給したものでございます。29年度相談件数が49件に対し、申請件数が22件、保護を開始した件数は20件、廃止件数は22件で、減少傾向にございます。また、被保護者世帯数は、現在で169世帯、被保護者世数は189人でございました。最近は、高齢化による死亡による廃止のほか、生活困窮者自立支援による効果もあり、被保護者数は減少しております。

次のページをお願いいたします。

23節償還金、利子及び割引料2,206万2,465円は、前年度の生活保護費の精算金でございました。

3目生活保護施設事務費、予算額に対し582万5,700円を支出し、不用額は1万7,300円でございました。

主な支出は、19節負担金、補助及び交付金582万5,700円で、救護施設に対する委託事務費負担金でございました。

続きまして、4項地方改善事業費、1目地方改善事業費、予算額に対し1,051万2,865円を支出し、不用額が12万7,135円でございました。

本事業は、林町会館の運営に係るもので、主な支出は、8節報償費79万5,000円で、林町会館で開催している各種講座の講師謝礼でございます。

続きまして、少し飛んで186、187ページをお願いいたします。

続きまして、4款に移ります。衛生費、1項保健費、1目保健総務費は、予算額に対し4,078万864円を支出し、不用額は166万6,136円でした。

主な支出、13節委託料319万8,463円は、一次救急医療体制事業を紀北医師会に委託したものでございます。

19節負担金、補助及び交付金3,599万7,707円の支出は、主なものは、次のページをごらんいただきますと、中段ごろに病院群輪番制病院運営事業補助金として、尾鷲総合病院に3,332万円を、地域医療助成金として225万円を、紀北医師会及び尾鷲歯科医師会に助成したものでございます。一次救急医療体制事

業の委託料や病院群輪番制運営事業補助金は、休日、夜間における救急医療を確保し、住民が安心して暮らせる医療環境を支えるものでございます。これらの事業につきましても、紀北町から人口割でおよそ2分の1の負担金がございます。

続いて、県特定不妊治療費及び不育治療費等補助金13万8,440円は、妊娠を希望する夫婦への支援として、2組の夫婦に助成を行いました。

20節扶助費116万1,869円は、未熟児養育医療費助成金として、3人の未熟児に対する医療費の助成を行いました。

次に、2目予防費、予算額に対し4,140万4,005円を支出し、不用額は345万995円で、予防接種が見込みを下回ったことによるものでございます。

主な支出は、13節委託料で、予防接種委託料でございました。

次のページをお願いいたします。

続いて、4目保健事業普及費、予算額に対し2,978万6,360円を支出し、不用額は810万7,640円でございます。

不用額の主なものは、13節委託料で、健康診査及び妊婦健診が見込みを下回ったことに理由でございます。

主な支出は、11節需用費288万7,370円は、各種健康教室に係る印刷や消耗品等でございます。

13節委託料2,443万2,000円は、内訳として、健康診査委託料が1,512万4,207円、これは三重県健康管理センターと紀北医師会に委託したものでございます。

また、妊婦健診委託料873万7,039円は三重県医師会に、歯科保健事業委託料57万754円は、尾鷲歯科医師会に委託して実施いたしました。

以上で、福祉保健課に係る決算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 成果報告のほうはないですか、説明。

○内山委員 決算書175ページ、多子世帯支援給付費、ここで、私の身の周りでも多子世帯が結構いまして、非常にありがたい支援事業なんですけれども、紙おむつと粉ミルクが一番子供が多い世帯で必要になってくるのが、赤ちゃんのおしりふきもどうかこの利用券の内容の中に入ることができないかという意見が多いんですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○三鬼福祉保健課長 これは、昨年度から3,000円を6,000円に増額して、紙おむつ、粉ミルクでさせていただいております。現在、対象者が児童数で48人

の方に、2年間にわたりますので、3人目以降の児童に対してさせていただいています。現在、紙おむつ及び粉ミルクですが、それで大体のことは足りているかなど、正直6,000円ですと、紙おむつと粉ミルクだけでもそれを超えてしまうということですので、今のところはそれを基本にさせていただいておりますが、今後、例えばそれでも余る方については、そういう御意見も踏まえて、事業者とも調整して対応を検討したいと思っております。

○内山委員 少子高齢化が進む中で、多子世帯というのはすごくありがたい話にもなってきますので、ぜひ細かいことですが、ニーズに応じてあげられるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○濱中委員 主要施策の中から聞かせてください。

健康増進事業で、事業内容とか成果のあたりで聞きたいんですけども、きょう、私がいただいております健康ハッピーポイントの手帳を持ってこさせていただきました。これ、26年にいただいておりますね、私。そのときに、対象事業が6事業書かれておるんですけども、これの中に、今後ポイント対象事業をふやしていきますというふうに書かれておるんですけども、昨年、29年度までに、この6事業以外でふえたもの、例えばここにあるような事業内容の中で、ポイント対象にしたものとかってありますか。

○三鬼福祉保健課長 当課としましては、健康ハッピーポイントを広めて、健康に興味を持って進んでいこうと思うと、今後出てくる事業も含めて、対象をふやしていきたいというふうに、市民サービス課の国民健康保険係とも話をしているところでございます。具体的には担当係長から御説明させます。

○東福祉保健課係長 健康づくり係です。

対象となります事業数につきましては、現在、福祉保健課健康づくり係で行っております事業、高齢者福祉係で行っていただいております事業、商工観光課、市民サービス課、生涯学習課のものが含まれております。30年度になってしまうんですが、29年度実績なんですけど、済みません、手元にあるのが30年度の要綱で済みません。うちの福祉保健課の事業につきましては、ただいま14事業が福祉保健課では入っております、商工観光課では、ツデーウォーク、それから市民サービス課におきましては、各コミュニティーセンターで行っていただいております食や運動の事業をコミセンとの連携で、コミュニティーセンターで押していただいております。そのほか、生涯学習課におきましても、公民館事業のほうで押していた

だいております。また、今年度のことになってしまうんですが、健康弁当のほうでもさせていただく予定になっております。

以上です。

○濱中委員　　実は、先ほど国保の審査の中で、疾病予防であるとか健康増進というあたりを進めないという話が出ました。実は、以前に岩手県の遠野市のほうで視察をさせていただいたときにも、健康ポイントというあたりで事業をされる中で、これが何に還元されるかということによって、市民への広がりが見えてきている部分も教えていただきましたので、現在は商品というか、そういったものがポイントの成果になっているようなんですけれども、結構、市民の方とこれの話をしますと、これ、何冊目なんやよと人もいらっしゃいますよね。そういった繰り返しでずっと継続してくださる方とか、回を重ねてくださる方にとっても、これの成果が魅力あるものになる必要があるのかなということと、あともう一点なんですけれども、きょうの時点で、私、来るまでにホームページとか広報を確認したときに、どれが対象事業であるかということが一目でわかるようなものが見当たらなかったんですね。例えばこの手帳には書いてくれておるんです、どれが事業ですということは。でも、これを手に取らないとわからないというのではちょっともったいないなと思うので、知らない方にでも、その事業へ行けばこのマークはついていますけれども、そこへ行くまでに、情報として自分が参加できるものが何で、それに行けば健康ポイントがたまると、それによって自分にこういうメリットがあるよということがわかる形には弱いかなと。事業そのものはすごく魅力的に動いているということに参加する方には聞くので、啓発の部分でもう少し頑張ってくださいとあるのかなというふうには感じました。

ちなみに、今、何冊ぐらい配布されていますか。

○三鬼福祉保健課長　　御質問にお答えいたします。

まず、ポイントがたまっただけの景品交換につきましては、現在行っている健康グッズを初期の段階として始めておって、いただいた方も何回目の方もいらっしゃるのが現実でございます。今後は、地域経済も含めまして、例えばそれがほかの形で還元できるかどうかについては、現在、財政も含めて検討中でございますので、健康グッズ以外にももっとも魅力的なものに対してチャレンジできるような形も現在検討中ですので、また決まりましたら報告をさせていただきます。

それと、ホームページにつきましても、御指摘のことはすぐ実行に移せることですので、その内容については対応をさせていただきたいと思っております。

健康ハッピーポイントの手帳の交付数については、後日対応させていただきます。

○濱中委員 ありがとうございます。

遠野市なんかは、国からの補助事業なんかで大きく予算が動かせるような形の中でやっておりましたから、規模が違うのは、それはいたし方がないかなと思うんですけれども、市独自の事業でここまで進めてきておるのは、ある意味、そういったモデル事業のところよりは私は先進例としても感じ取れるところでもありますので、もう一点、ここにあります健康増進の中の健康手帳の交付ですね。自分の記録として持っている部分。これは配布なんですか、それとも御自身でダウンロードしたりとかという確認できる部分ですか。どういったところで配布しておるんですか。

○東福祉保健課係長 これにつきましては、国で定められております健康手帳の配布になります。少し前までは印刷製本したものを配布しておりました、補助金がついておりました。ただ、現在では、補助金制度がなくなりまして、ダウンロードしたものを配布しましょうに変わっているんですけれども、尾鷲市におきましては、現段階ではまだダウンロードしたものというよりは、実際に持っていていただきやすいものを購入したもので配布させていただいております。40歳の方には、お知らせとともにこの手帳をお配りさせていただいております。ただ、活用といいますと、健診結果を御自身で書いていただいたりとか、それから健康相談に来ていただくときには持ってきていただいて、私たちが記録を書かせていただいております。

○濱中委員 国保税の努力者の支援交付金のあたりなんかでも、こういう健診の数であるとか、そういったところがすごくポイントになってきます。これを受けていただくためのそれぞれのお得感というものがこれと関連づけられるとええなと思うので、ぜひがん検診であるとか、健康診断なんかもポイント事業になればええなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○野田委員 ちょっと教えていただきたいんですけれども、主要施策の成果及び実績報告書の37ページ、送りたいんですけれども、変わりませんもんで、37ページの障がい者を雇用する社会福祉法人、または特定非営利活動法人等のところなんですけれども、事業成果のところ、6人という成果が上がっているんですが、障害はあるけれども、働けるよという人が尾鷲市で何人ぐらいいて、その中の3人なのか、そこら辺はどうですか。

○三鬼福祉保健課長 障害者の雇用の場としては、幾つか種類がございまして、まず、紀北作業所やゆめ向井工房のように、障害者の方の就労継続支援B型といたしまして、そういう働き方が収入的には少し低い形になります。ゆめ向井工房では、

現在、10名の方が働いておられます。

それ以外に、今回、社会的事業所というのは、健常者も障害のある方も同等の立場で働こうという新しいモデルとして始まった事業で、ここにも書いてあるので、8万2,000円ほど安定したある程度の収入があるような形です。こちらが、6人中、尾鷲市の方が3名です。

あともう一点、もう少し金額も同等ぐらいの就労支援A型といいまして、尾鷲市ではやきやまふぁーむさんがそこで事業を行っておられます。それも恐らく十七、八名の方が働いておられますので、尾鷲市から紀北町の作業所に行っておられる方もおられますので、大体のところ20名から30名の方が就労の機会を得ております。それ以外にも市内のスーパーマーケット等で一般就労につながった方もいますので、現在、雇用をどう確保していくかというのが、昨年、策定した紀北地域障がい者福祉計画の第1項目になっておりますので、これについては、社会福祉協議会に就労支援の部署がありますので、そこを中心に現在も力を入れて行っております。

○野田委員　このところは、僕は非常に大事なところだと思っていますので、昨年度からやり出したということで、尾鷲市が率先して雇用ができて、より働いて生きがいとか、いろいろできると思いますので、よろしくお願ひしたいということと、土、日には福祉の店ということで、社会福祉センターでやっていますので、そこら辺ももっとPRしてあげたらどうかなという気はしますので、またよろしくお願ひします。

以上です。要望です。

○南委員長　他にございませんか。

○楠委員　指定管理についてお聞きしたいんですけど、153ページの福祉保健センター、165ページの養護老人ホームの聖光園の指定管理について、主要施策の成果及び実績報告書に出ていないので、実際に指定管理したことでどういう効果が上がったのか、その辺を教えてくださいませんか。

○三鬼福祉保健課長　御説明申し上げます。

まず、第1番目の福祉保健センターにつきましては、社会福祉協議会に指定管理を行っております。今回、議会でも御説明いたしました指定管理の見直しの対象にもなっておりまして、今年度をもって指定管理は終了して、来年からは業務委託という形で、部分的に市が行うほうがメリットがあるもの、市民サービスのために福祉保健センターにいる社会福祉協議会が行ったほうがいいものというふうに、そういうふうに区分けはしたいと思っております。

一番のメリットとしましては、年間約6万人の市民が訪れるセンターで、いろいろな方が御利用いただいておりますので、その利用調整についたり、少し小規模な修繕であったりとか、器具のふぐあいとか、そういうところは指定管理者が責任を持って迅速に対応していただいていることが市民サービスにつながっていると考えております。

2点目の聖光園の指定管理につきましては、これは以前、養護老人ホームですので、措置制度という制度がございまして、保育所と同じように措置制度があった時代がありましたが、三位一体改革のときに交付税措置という形に決まりましたものですから、指定管理制度を導入しまして、老人措置費相当額に値する金額を指定管理料として定めておりますので、制度的に大きく変わったというものではございません。

○楠委員 福祉保健センターのほうは一応話はわかりました。

聖光園のほうは、最終的には施設の維持管理、大規模な修繕は当然市でやらなきゃいけない。本来の業務としては市の事業ですから、そうすると、今後、あの施設を見ると、相当改修しないと、逆に言うと、利用者に対しての危険度とか、結構ありそうな気がするんですけど、そういう計画は立てているのかどうか。

○三鬼福祉保健課長 聖光園の設備については、課題が2点ございます。50室ある居室につきましては、計画的にエアコン等を改修しておりますので住環境は保たれておるのですが、食堂を初め大きな部分のエアコンが相当な年数を経過しており、小修繕とか、基盤の修繕とかで対応しているのが現状でございます。今後、それらの計画を立てていくことが課題です。

あとは、その他の修繕につきましては、指定管理料の契約の中に、10万円未満の修繕については指定管理者が行うこととなっておりますので、その点につきましては、例えばトイレの水道の破損とか、そういうところについては、法人のほうが積極的に修繕を行っていただいておりますので、その辺は一つメリットとして考えています。

○楠委員 引き続き、そういう施設は改善しなきゃいけないんですけど、一番気になっていたのは、お風呂場、今でいうと基準に合わないようなお風呂場で、滑って転んだ、溺れたらという深さのようなところもあるので、相当費用がかかるんじゃないかと思うんですけど、その辺は現場を見ていただいでどうでしょう。

○三鬼福祉保健課長 浴室の浴槽内の底の部分については、タイルで滑るという指摘もございまして、以前、修繕するときにございましたので、改善をさせていた

ところですが、手すりの設置も含めて、今後まだ検討する余地もございますので、指定管理者と共同して計画は立てたいと思います。

○奥田委員　主要施策の成果及び実績報告書のところでお聞きしたいんですけども、39ページ、在宅援護事業、緊急通報装置の対応事業ですか、65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方に貸し付けるものですね。この通報装置なんですけど、事業成果のところを見ると、貸与台数が平均121台ということで、前年度比で15台減っていると。通報及び相談件数も前年度比較で42件減っておるのかな。高齢化が進んでいる中で減っているというのは、どういう理由かわかれば。

○三鬼福祉保健課長　減少の要因としましては、お亡くなりになる方、または施設へ行かれる方がほとんどを占めております。民生委員を通じて、おひとり暮らしの方の安全を確保する上で要望が多いのは事実でして、新規の要望もあります、それに増して、お亡くなりになるとか、施設へ行くので、御自宅に電話を設置しないという形で撤去される方がいらっしゃいます。

○奥田委員　新規の方もいらっしゃると思うけど、お亡くなりになったりとか、施設へ入られる方が結構いらっしゃるということですね。

それで、もう一点だけ、主要施策の成果及び実績報告書49ページの子育て支援のところでお伺いしたいんですけど、ここのところの事業の内容のところの、濱中委員が一般質問されたところです。子育て世代の包括支援センターなんですけど、事業の内容のところ、子育て世代包括支援センターの整備を行いということで、子育て世代包括支援センターは、僕らも余り知らないし、認知度が低いような気がするんですけど、ホームページを探してもなかなか出てこないんですけど、僕がよう探さんだけの話かもしれませんが、これ、ちょっと詳しく教えてもらえませんか。市民の方にもワンセグで聞いている人もいらっしゃると思うし、この前の一般質問で濱中さんからあったので、御存じの方もいると思いますが。

○三鬼福祉保健課長　子育て世代包括支援センターとは、わかりやすく申し上げますと、妊娠をされて、母子健康手帳を受け取られるときから、妊娠中、出産、その辺も妊婦なりの悩みがございます。悩みに保健師が対応いたします。出産を経て、赤ちゃん訪問といいまして、生まれた家庭には必ず保健師が赤ちゃん訪問というものをさせていただいております。そこで、健康状態をチェックしたり、お母さんの精神や体のケアをしたり、そういう相談にも乗って、その後、フォローが必要なお母さんやお子様がいると、そこでかかわりを持たせていただいて、その後も赤ちゃんのとき、幼稚園や保育園のときも含めて御相談に乗る体制をとらせていただくの

が、ワンストップ窓口としてのかかわりがあります。

そのほかに、今回、子育て支援係も同居をいたしておりますので、保育園の申し込みや各種児童手当等の子育てに関する経済的な支援の相談も同じ場所で同じときにできることも一つのワンストップ窓口のメリットとして、子育て世代包括支援センターが位置づけられております。ことしから始まったばかりで、現在は保健師を中心とした妊娠期から出産、子育て期までを一つの柱として、あとは子育て支援係が保育所や児童手当や子ども医療費の経済的な支援をもう一つの柱として、三つ目は、児童虐待防止やお母様の育児相談、相談事にも同じスタッフがかわれますので、そういう三つを柱に今組み立てております。

○奥田委員　　そうすると、高齢者を対象とした地域包括ケアセンターがありますよね。あれが今、社協に委託していて、福祉センターのほうにありますよね。子育て世代包括支援センターというのは、福祉センターのほうに、福祉保健課の子育て支援係がありますけど、そののところにあるわけなんですか。そこと同じように、どうかかわりなんですか、子育て支援係との。

○三鬼福祉保健課長　　福祉保健センターの2階に子育て世代包括支援センターという看板を掲げまして、その中に保健師が主に所属している健康づくり係と子育て支援係の二つの係、合計で14名の職員が在籍して対応しております。ですので、センターの中に二つの係がございます。健康づくり係と子育て支援係が。それが連携することによって、ワンストップ窓口を強化しようというのが狙いです。

○奥田委員　　そうすると、健康づくり係と子育て支援係が向こうにありますけど、それが一緒になって、子育て世代包括支援センターというチームみたいなのをつくっておるということですか。そういう理解でいいんですかね。

これはあれですか、ほとんど県がやっておったんですか。県のあれではなくて。

○三鬼福祉保健課長　　基本的には行政単位、市町村単位で設置が進みまして、平成32年度までに全ての市町村で設置することを目標に国が位置づけております。

○野田委員　　今、奥田委員の質問に関連するんですけども、昨今、49ページのこの部分というのは、非常に大事な部分だと思っているんですけども、今二つの係でやっている横の関係というんですか、母親同士のつながりというのは、実際的によくなってきているというか、活動はどうなんですか。僕、子育ては終わってしまっておるもんですから、ただし、大事な部分だと思っていますので、どうなのかなということをお聞きしたいんですが。

○三鬼福祉保健課長　　現在、健康づくり係と子育て支援係の係長を中心に、今ネ

ットワークをつくって行っておりますので、係長のほうから説明させます。

- 東福祉保健課係長　　ただいま子育て支援係と、それから私、健康づくり係のほうで母子手帳を発行いたしまして、それから妊婦健診、乳幼児健診は、健康づくり係になります。それから、保育園であるとか、発達支援に関しましては、子育て支援係と連携しながら、子育て支援係にも保健師がおりますので、保健師、社会福祉士と連携しながら進めておるところです。途切れなく妊娠期から就学期、思春期までつなげていけるようにということで、係同士の連携は進めております。

それから、先ほど委員言っていただきましたお母さん同士のつながりというところなんですけれども、今年度、余り主要施策のところの実績報告が上がっていないんですが、立ち上がったのがことしの2月になります。子育て世代包括支援センターとして設置しましたのが、準備等で少しおくれまして、2月になりまして、その時点で福祉保健センターが親子、子育ての方も来ていただきやすい場所になりたいということで、ロビーにキッズコーナーを設置いたしました。そこにおきましては、この4月以降、子育てサポーターさんたちが中心に、お楽しみデーということも設けてまして、イベントを開催しております。その中で、先日もなんです、親子で参加していただきまして、お母さんたちが交流していただける場所、情報交換していただいて、気軽に来ていただいて、いつでも来ていただける。そこに来たら誰かに出会える、誰かに話に来ていただける場所でありたいということを目指しております。ただいま子育て支援係と子育てサポーターさんたちと、それから子育て5課とも連携をとりながら進めているところです。

以上です。

- 野田委員　　非常に悩み多い時期ですもんで、子育てするときというのは。そこから辺のいろんな指導だけじゃなくて、横のつながりの悩みを打ち明けられる、話できるような体制というのが必要かなと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。
- 奥田委員　　決算書の166、167ページのところなんですけど、一番下のところの子ども医療費助成金3,088万1,926円、これの入院と通院、それと29年度は通院は小学生以下かな。入院が中学生以下でしたっけ。その内訳はわかりません、小学校以下と中学生の分と。そこまではわからんかな。
- 三鬼福祉保健課長　　29年度中は、入院、通院は小学生6年生まで、中学生は入院のみでしたので。また、詳しい数字は出させてもらいますけど、入院された方で2人ほどございまして、10万円前後のお金が支払われたというふうに記憶しております。また後ほど、詳しい……。ほぼ99%以上が小学生の入通院で、中学生

は入院のみ少しあったというふうに記憶しております。

今度9月から、中学校の通院が拡大されましたので、30年度では中学校の入通院が対象となります。通院が9月分から拡大されました。

○奥田委員 29年度はそういうことで、9月から中学生の通院も補助するということですね。やっと15歳までが入通院とも補助ということで。ただ、前から南委員長なんかも一般質問されておったことがあるけれども、僕も何回もしておるんですけど、紀北町も熊野市も高校までしておるんですよ。これも、29市町を見てもほとんど中学生までと、もう二つ、三つぐらいなんですよ、29市町を見ても。ですので、今聞いた感じでは、中学生の入院が2人しかおらん。2人で10万ぐらいだったら、高校生の入院でもそんなにおらんのじゃないかなという気がするんやけれども、だから、入院だけでも高校生までしてやるとか、そういう考えはないですか。

○三鬼福祉保健課長 現在の子育て支援の中では、一つは、中学生までが各市の状況が全て整っているということもあって、高校まで手厚くしている大紀町とか、この周辺の地区もございますけれども、今のところは、やはり中学生までを一つのラインとしてそろえることを目標として行っておりますので、現時点では高校以降の対応は検討課題というふうにとどめております。

○奥田委員 検討課題といっても、相当おくれているでね。最下位ですよ、本当に。ほかの中学生までのところで見ても、ほかの分ではいろんなことをやっておるでね、食事補助をしたりとか、いろいろあるもんで、尾鷲は最低レベルやもんで、何とかしてほしいなと思う。早急にその辺を検討してほしいんですけど。

もう一点だけ、生活保護費のところをお聞きしたいんですわ。決算書でいうと180、181ページのところになるんですけど、さっき聞いていたら、169世帯、189人の方に支給されているということで、20件の方が申請で、廃止が22件と廃止のほうが多いんですけど、今、生活困窮者自立支援事業もやられていますので、そういう意味でも減っているのかなという、その辺のことはよくわかるんですけど、ただ、いろんなクレームというか、何であの人がもらっておるのとか、本当に困っている人はいいんですけど、何であの人がもらっているのと。パチンコばかりしよるののとか、そういう声が聞こえてくるんですよ。だから、その審査とか、きちっとしているのかということと、それと、申請についても、段階を踏んできちっとした申請をされているのか、そこの辺を教えてくださいませんか。

○三鬼福祉保健課長 申請につきましては、相談を受けることから始まります。

その中で、申請につきましては、本人の現在の所得状況、あと資産状況、家族の支援も含めて事細かくチェックして、親戚にも支援をする意思があるかどうかも含めて、全金融機関にも調査することを、結果が出てからでないと決定はいたしませんので、公平にさせていただいております。

ただ、一つ、国民年金の受給者等で、生活保護の一般的な高齢者の水準が1人約6万円ぐらいの生活費を国は示しておりますので、国民年金の支給額がそれより少ない方で、生活保護を受けずに生活されておられる方がおられるのも事実でございます。ですので、そういう御指摘や御不満のあったときには、本人を呼び出して注意をするなり、そういうところは市としての責務ですので、おかしい行動があったり、好ましくない行動があったときには指導はさせていただいて、それに従わない場合は文書通告、それを繰り返す場合には廃止という手続もさせてもらったケースもございますので、そこは適正にやっていきたいと思っています。

○奥田委員 適正に、課長は公平にとか言われたけれども、先週でもそういう話を聞いて、何であの人もらっておると。やっぱり一生懸命国民年金を掛けて国民年金をもらってもそんなにもらえへんののに、生活保護は多いんでしょう。医療費もただですか。あの人は親と一緒に住んでおるとか、お金はあるはずやというふうな話もちらちらっと聞くもんで、その辺のところをきちんと審査とか調査は徹底されておるんでしょうね。どうなんですか。

○三鬼福祉保健課長 生活保護費につきましては、不正による受給があった場合には、78条の適用を受けまして、返還に応じていただいているケースも多々ございます。やはり年金をもらい始めたのに、それを申告しないで、生活保護費と年金を同時にもらっている方は、過失であればいいんですけど、故意に言わなかった場合には、78条を適用して、後ほど分割で納めていただいている方もございます。

そういうことにして、基本を忠実に守って、そういう不正があった場合には全て対応させていただいております。市民からの情報も御本人に伝えて、その辺は確認をしながら進めております。

やはりずっとそれを放置しておいて、発覚してから金額が多いと、非常に対応に困ることもありますので、早目の対応を心がけています。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、福祉保健課の審査を終わります。

きょうは環境まで行きたかったんですけども、きょうはこれにて終了させてい

ただきます。あすは環境、水産、商工観光、建設、できたら教育委員会まで行きたいと考えています。

終わります。ありがとうございました。

(午後 3時25分 閉会)